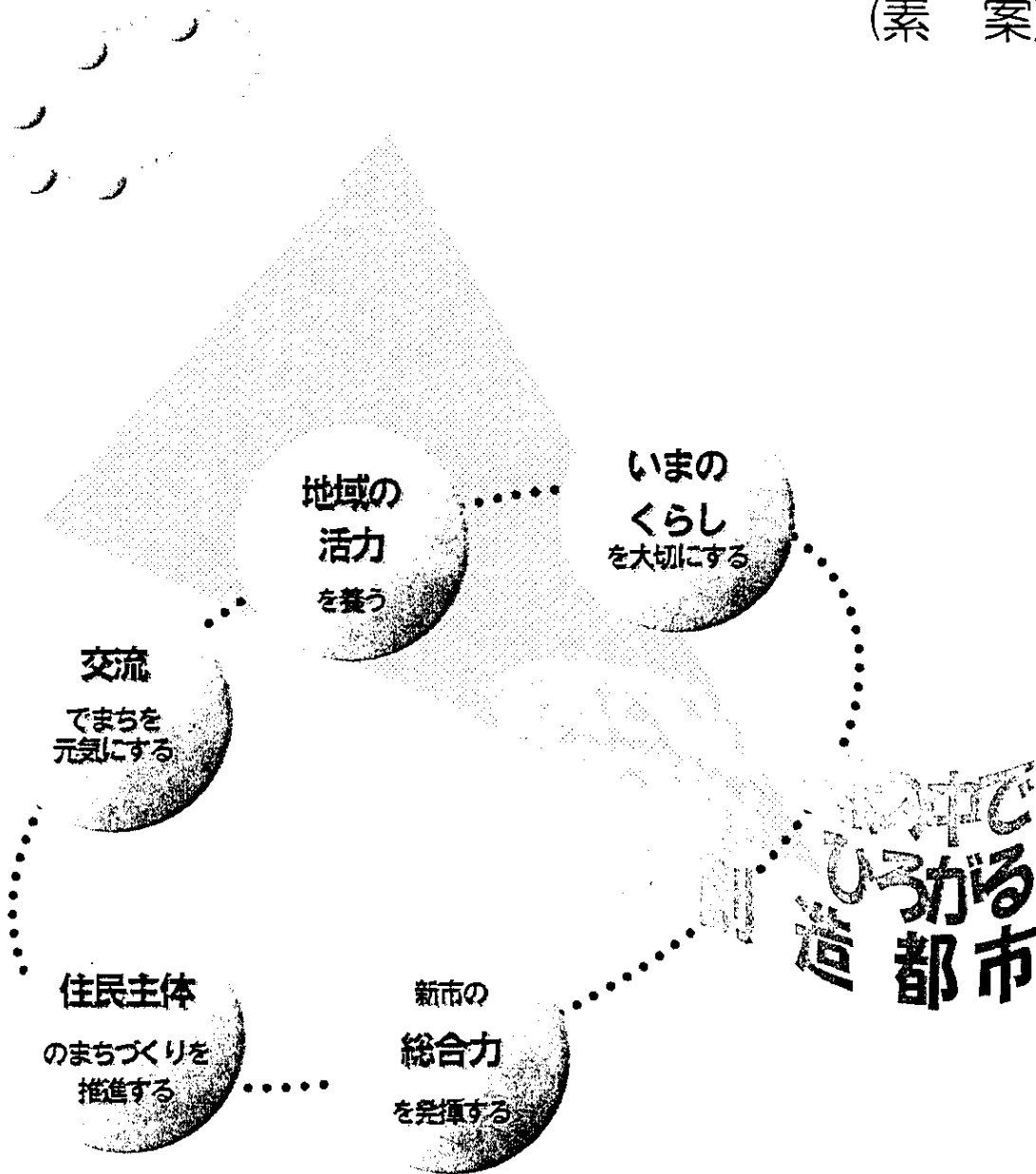


那賀5町新市建設計画

(素案)



那賀5町合併協議会

那賀5町新市建設計画

目 次

第1章 序論	1
1 合併の必要性和効果	
(1) 合併の必要性	
(2) 那賀5町合併によって期待される効果	
(3) 住民の意識と計画課題	
2 計画策定の方針	
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の構成と期間	
3 新市の概況	
(1) 位置・地勢	
(2) 交 通	
(3) 人 口	
(4) 土地利用	
(5) 各町の概況	
第2章 基本構想	13
1 新市建設の基本方針	
(1) 新市建設の理念と将来像	
(2) 将来像を実現するための基本的な考え方	
2 人口の見通し	
3 土地利用構想	
(1) 整備の全体方向	
(2) 新都市の構造	
4 新市発展プロジェクト	
(1) いきいき人・まちプロジェクト	
(2) きらきら土・水・緑プロジェクト	
第3章 新市のまちづくり施策・主要事業	24
1 施策の体系	
2 分野別施策・主要事業	
(1) 都市基盤の整備（市民の活動力を高める都市基盤づくり）	
(2) 保健・医療・福祉の充実（みんなが笑顔、すこやか安心の暮らしづくり）	
(3) 生活環境の整備（快適・安心・うるおいのある地域づくり）	
(4) 環境の保全と創造（豊かな自然をおもいやるところをもった環境づくり）	
(5) 教育・文化の振興（明日を拓く、創造力はぐくむひとづくり）	
(6) 産業の振興（地域の活力を支える魅力ある産業づくり）	
(7) 連携・交流と自治・協働の促進（助け合いで築く住民主体の交流ネットワークづくり）	
(8) 行財政運営の効率化（効率的な行政運営にもとづくまちづくり）	
第4章 新市における和歌山県事業の推進	45
1 和歌山県の役割	
2 新市における和歌山県事業	
第5章 公共的施設の統合整備方針	47
第6章 財政計画	49
1 基本的な考え方	
2 財政計画	

第1章 序論

1 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町的那賀5町は、いずれも「昭和の大合併」によって昭和30年、31年および32年に誕生したものです。その後、5町は半世紀弱の期間、それぞれに発展の道を歩んできました。

そして21世紀の初頭に立つ現在、住民生活の変化、人口の減少と少子高齢化の進行、経済の安定成長、地球環境問題の解決、国際化・情報化への対応など、これまでの地方自治体の枠内では解決のむずかしい課題が増大してきました。

那賀5町は、よく似た気候・風土や歴史的伝統のもとにあるだけでなく、ともに紀の川水系を擁していることや果樹栽培などの農業が盛んなことなど、地理的な一体性や社会・経済活動面での深い結びつきを有しています。

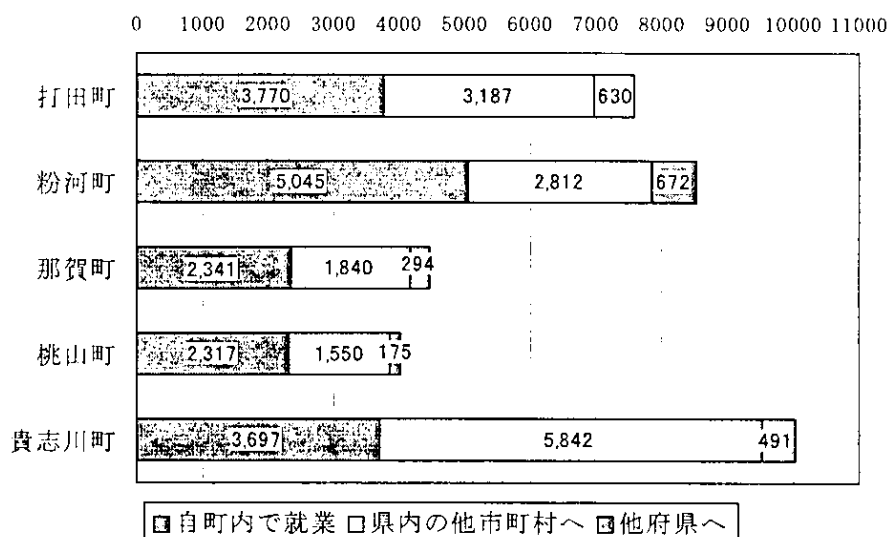
行政においては、21世紀の課題を的確に受け止め、より充実したまちづくりを進めることが求められています。そのためには、財政力を強化し、地域を一体的にとらえた施策を推進する必要がある、合併はその好機となるものです。

①人びとの暮らしに合わせた行政圏の形成

那賀5町に住む従業員の合計は34,663人で、そのうち17,493人のひとが町外に出て働いており、これは従業員の50%に当たります。(平成12年国勢調査)

那賀5町では、地域に根ざした農業が定着しているものの、現実にはこのように町外で働く住民が増え

● 就業者の従業地 (単位: 人)



ており、就業だけでなく、買物、娯楽、文化・学習活動などの日常生活においても、交通基盤の整備や車社会の進展により、町外に出ることが多くなっています。

また、その内容も多様化してきています。

行政においても、これらの生活行動を広域的にとらえて各施設の連携を図ることが必要になってきています。また各町が単独で対応するよりも、合併によって行政サービスの質を充実することや施設の高度化を図ることが求められています。

②社会と経済の変化への対応

新市の15歳未満人口（年少人口）の割合は15.9%、65歳以上人口（高齢人口）の割合は20.5%と、高齢人口が年少人口を4.6ポイント上回っています。（平成12年国勢調査）

県や全国と比較すると、14歳以下の人口割合は県や全国よりもやや高くなっていますが、高齢者の割合は、県平均よりやや低いものの全国を3.2ポイント上回っており、生産活動の中心となる15～64歳の層も低くなっています。

また、地域を支えるための経済基盤を高めるとともに、活力ある地域をつくるためには産業活動の振興が必要です。新市の基幹産業は農業ですが、その雇用吸収力は十分ではありません。製造業などにおいても、生産拠点の海外進出による物づくりの空洞化など産業構造の変動にさらされています。

今後、少子高齢化が急激に進行することが予想されます。新市においては、若い人たちが定着するための条件を整備することが必要ですが、そのためには、強い経済基盤を形成するとともに、子育てのための条件や文化活動しやすい環境などの総合的な充実が必要です。また高齢者についても、生きがい・健康づくりへの支援などの施策を充実する必要があります。

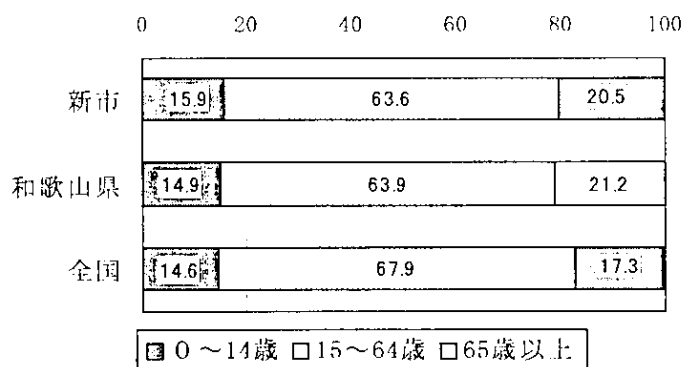
③新たな行政課題の解決

地球環境問題への取り組み、男女共同参画社会の形成、高度情報化社会や国際化への対応など、時代の波とともに新たな社会的課題が現れています。

新市においても、有害物質を排出しない廃棄物処理場の整備が喫緊の課題になっており、これらとともに、地域が一体となった資源回収活動の展開など、効果的で的確な環境施策の推進が望まれています。

また行政職員についても、新たな課題に対して専門的な知識や技術を備えることによって対応するとともに、より質の高い行政サービスを提供することが求められています。そしてこれらのためには、合併による行政機能の高度化や財政力の充実が求められます。

●人口の年齢構成（単位：％）



④行財政力の自立性向上

地方分権が進行し、またこれに伴ういわゆる「三位一体改革^{*}」によって、国と地方との関係は大きく変わるとともに、住民と直接接する地方自治体の権限と責任はさらに重くなります。

今後、税源の委譲、補助金の削減、交付税の改革などがさらに進行しますが、これは自治体が自ら判断し、自らの責任で最も有効な施策を講じなければならないことでもあります。

新市を構成する各町においては、税収の減少や高い経常収支比率^{*}などの問題がすでに生じており、地方分権の時代を担うためには、行政力と財政力の両面で充実を図ることが課題になっています。

しかしその一方、これらの流れは、自治体が地域の実情や個性にふさわしい施策を講じる幅が広がることでもあります。すなわち行財政の面での自立性を高め、住民の意向を的確に反映しつつ、地域の個性を活かしたまちづくりを進める好機としてとらえることができ、合併という手段によって行財政運営水準の向上や総合力を高めることが有効です。

(2) 那賀5町合併によって期待される効果

①地域課題の一体的解決

那賀5町は、紀の川水系によって結ばれ、また和泉山脈と紀伊山地に囲まれる共通した自然と風土のもとに形成されてきました。また、紀の川中流流域下水道や京奈和自動車道・関連道路など共通する整備課題も有しています。

那賀5町が合併することによって、水質や森林などの環境保全や治山治水、果樹栽培などで共通する農業の振興、中山間地の振興、広域事業の推進などの地域課題を一体的にとらえ、効果的な施策を推進することができます。

②生活ニーズへの対応

自動車の日常的利用、文化の創造や芸術の享受、暮らしのあらゆる面における多様化など、人びとの間には都市的生活様式が浸透し、その内容も高度化するとともにその行動圏も広域化してきており、よりよい住環境を形成するためには、生活の実情を反映した都市整備が必要です。

合併に基づく広域的な施策の推進によって、生活圏に対応した道路・交通の体系的整備など都市基盤の充実、多様な住宅の供給や市街地整備による良好なまちづくりの推進、保育所

・三位一体改革：小泉構造改革の柱の1つで、国と自治体の税財政構造を変え、地方分権を進めるのがねらい。地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを同時に進めることを意味します。

・経常収支比率：税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

や学校の適正配置と設備の充実、都市核の形成による豊かな生活サービスとにぎわいを生み出すまちの形成などを図ることができます。

③高度な行政サービスの提供

合併によって、これまで各町が別々に行っていた行政事務や事業を一元化することができ、効果的・効率的な業務の推進が可能になります。また、現在各町に設置されている図書館、公民館など住民利用施設のネットワーク化や福祉ボランティアなど人材面でのネットワーク化などによって、その効果を高めることができます。

行政組織においても、専門部署の設置や専門職員の配置ないしは職員の専門的能力の向上を図ることができるとともに、新市の特性に応じた独自施策の立案・推進などを行うことができます。

また、財政力を強化することによって、生活の高度化に応じた公共施設等の整備を進めることができます。

④自立的で個性豊かな地域の創造

新市として一体化することによって、地域共通の課題を解決できるだけでなく、各町に分散している各種の地域資源を総合化して全体の力を高めることが可能になります。

たとえば紀の川、和泉山脈、紀伊山地の自然や各地に分布する社寺などの観光資源を有機的にネットワークし、情報発信することによって本格的な観光産業の形成を図ることができます。また、産業団地のネットワーク化による企業誘致策の充実、各地の企業や伝統技術を活かした新たな産業の創出、農産物の地産地消^{*}の推進や新製品の開発などによって、産業を振興し、地元で雇用力を高めていく可能性が高まります。

また、人口がまとまることから、住民の交流によってコミュニティや新市全体の活力を高めること、および自主的な住民活動やボランティア活動に対して支援することもより容易になり、個性豊かな活力ある地域づくりを進めていくことができます。

^{*} 地産地消：「地元生産－地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で特に農林水産業の分野で使われています。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。

(3) 住民の意識と計画課題

那賀5町の将来のまちづくりに関する住民意識調査

那賀5町の合併に際し、住民のみなさんの生活環境に対する評価や新市に抱く将来像などを把握し、新市建設計画策定のための参考資料とするため、平成16年4月～5月に住民意識調査を行い、6,343人の方から回答をいただきました。

この節では、新市の課題につながる設問について、その回答結果のあらましを紹介しています。

(グラフ中の数字はすべて百分比(%))

①もっとしっかりやって欲しい行政分野(問4-2)

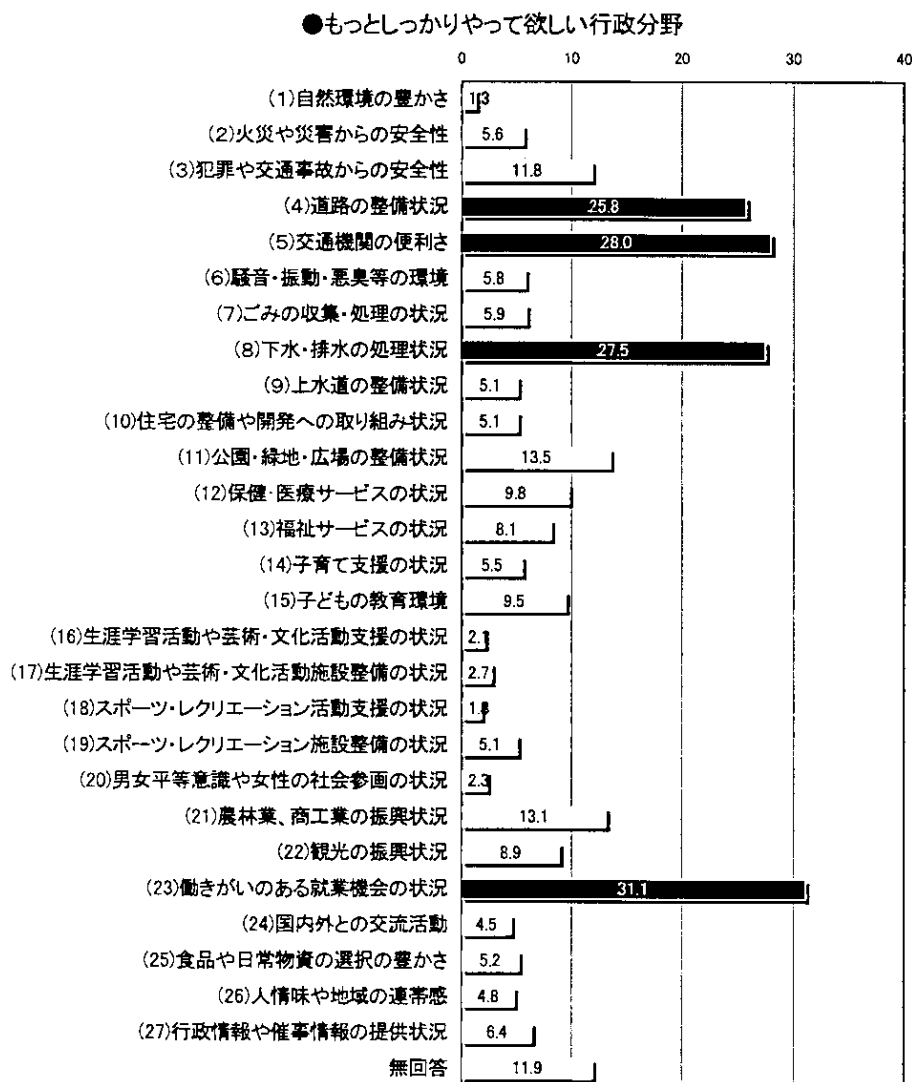
「(23)働きがいのある就業機会の状況」が31.1%と最も高くなっています。

これに「(5)交通機関の便利さ」(28.0%)、「(8)下水・排水の処理状況」(27.5%)、「(4)道路の整備状況」(25.8%)が続きます。

②合併に期待する新市の将来像(問9)

合併に期待するまちのすがたの第1位は「4. 災害や犯罪、交通事故の少ない安全なまち」(32.3%)で、約3分の1の回答者に支持されています。第2位は「7. 健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にす

る保健・福祉のまち」(26.9%)で、健康と福祉にすぐれたまちが求められています。これに「1. 水と緑が豊

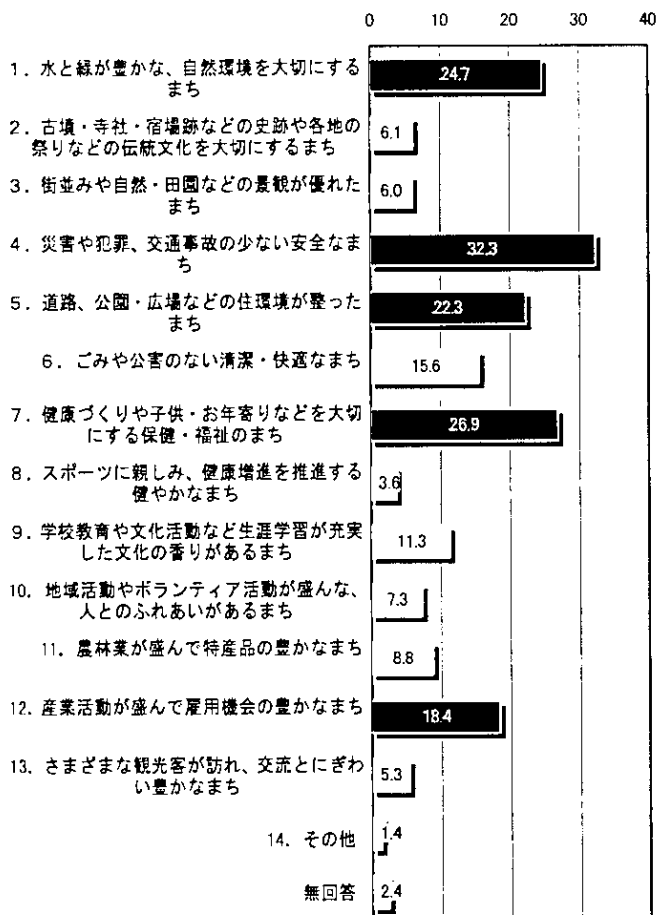


かな、自然環境を大切にすまち」(24.7%)、「5. 道路、公園・広場などの住環境が整ったまち」(22.3%)、「12. 産業活動が盛んで雇用機会の豊かなまち」(18.4%)が続きます。

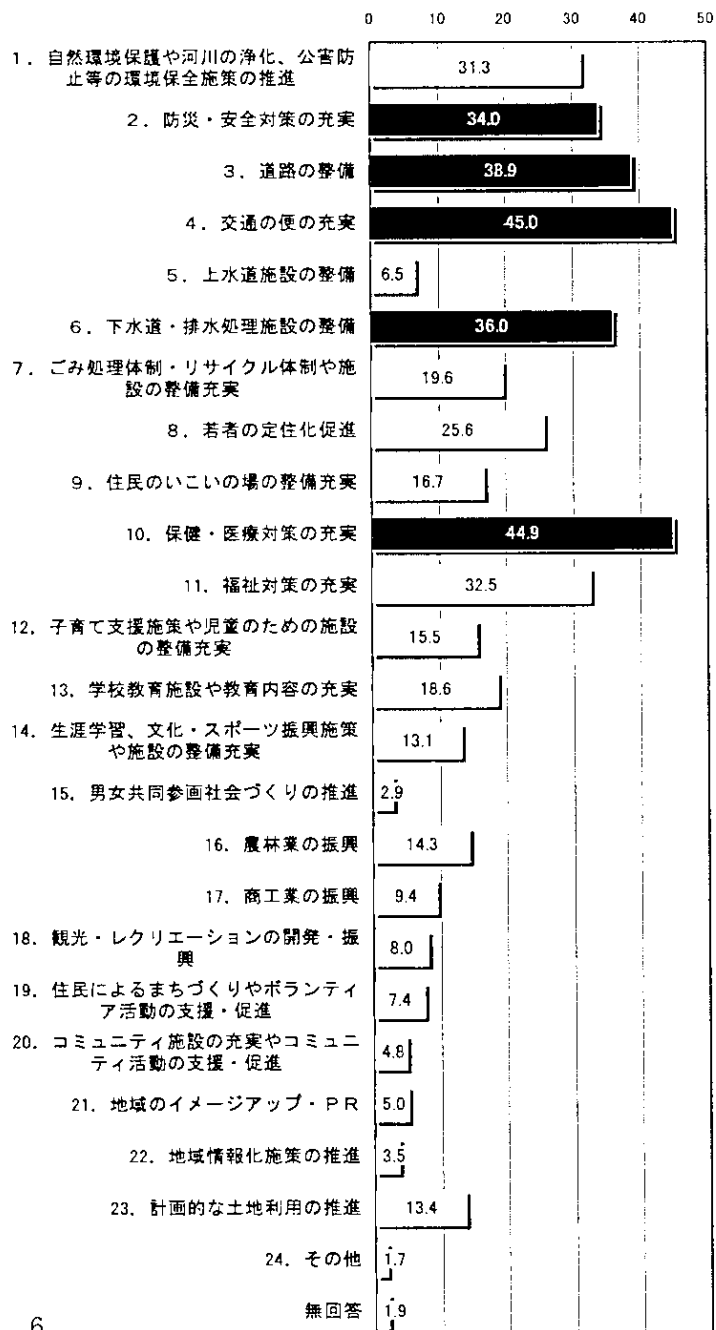
③住民が望む合併後の重点施策（問10）

「4. 交通の便の充実（鉄道・バス路線等の充実促進）」が45.0%、「10. 保健・医療対策の充実（病院や救急医療体制の充実など）」が44.9%で、交通問題と保健・医療対策が上位に位置しています。また第3位の「3. 道路の整備（舗装、拡幅、歩道設置、基幹道路の整備促進など）」(38.9%)も交通問題で、交通は地域共通の重点課題となっています。これに、「6. 下水道・排水処理施設の整備」(36.0%)、「2. 防災・安全対策の充実（治山治水、消防、防犯、交通安全など）」(34.0%)が続きます。

●合併に期待するまちのすがた（将来像）



●合併後の重点施策



2 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第1項の規定に基づいて策定するもので、和歌山県那賀郡に属する、打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併による新市を建設していくに当たっての基本方針を定めるものです。

新市の設立後には、あらためて長期総合計画を策定することになりますが、この建設計画はその際の基本的な方向を示す役割を担います。

(2) 計画の構成と期間

①構成

この計画は、新市のあるべき全体像などを示す「基本構想」、分野ごとの施策を示す「のまちづくり施策・主要事業」、公共的施設の整備や配置の方針を示す「公共的施設の整備方針」、行政運営の基盤となる財政の将来を示す「財政計画」で構成します。

②期間

この計画の期間は、合併初年度から平成27年度までとします。

③策定方針

- ・本計画の実現をめざすことによって、住民生活の向上と新市の速やかな一体化を推進し、新市の均衡ある発展を図るものとします。
- ・本計画は、各町がこれまでに策定した長期総合計画などの比較検討、その進捗状況、および住民意識調査結果による住民意向を十分に配慮して策定するものとします。
- ・本計画は、新市の現状と将来予測を踏まえ、長期的な視野のもとに策定するとともに、新市が抱える課題を具体的に解決するものとします。
- ・本計画は、地域の特性、伝統・歴史を尊重するとともに、各地域の均衡のもとに発展するよう、また住民サービスの低下を招くことのないように配慮して策定するものとします。
- ・本計画中の財政計画については、財政の現況、将来の事業計画、合併にあたっての国・県による財政支援などを正確に把握し、健全で計画的な財政運営を図るものとします。

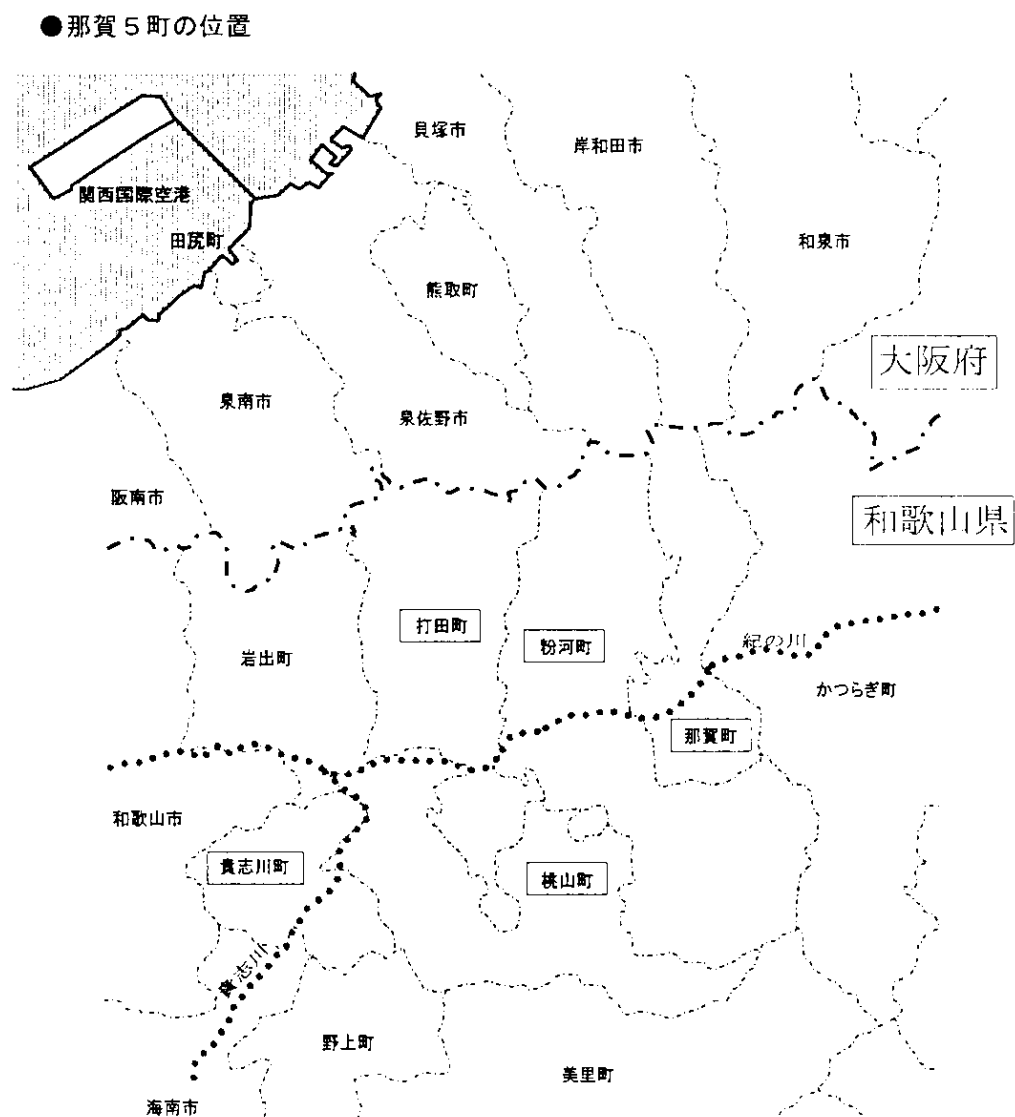
3 新市の概況

(1) 位置・地勢

新市は和歌山県の北部に位置し、西を那賀郡岩出町および和歌山市に、東を伊都郡かつらぎ町、南を海南市および海草郡野上町・美里町に接しています。北は大阪府（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市）に接しています。

地勢は、北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を東西に一級河川紀の川が貫流しています。また南部からは貴志川が紀の川に合流しています。平地はこれら河川に沿って発達しています。

なお、新市の総面積は 228.54 km² で、和歌山県の約 5 % に該当します。



(2) 交通

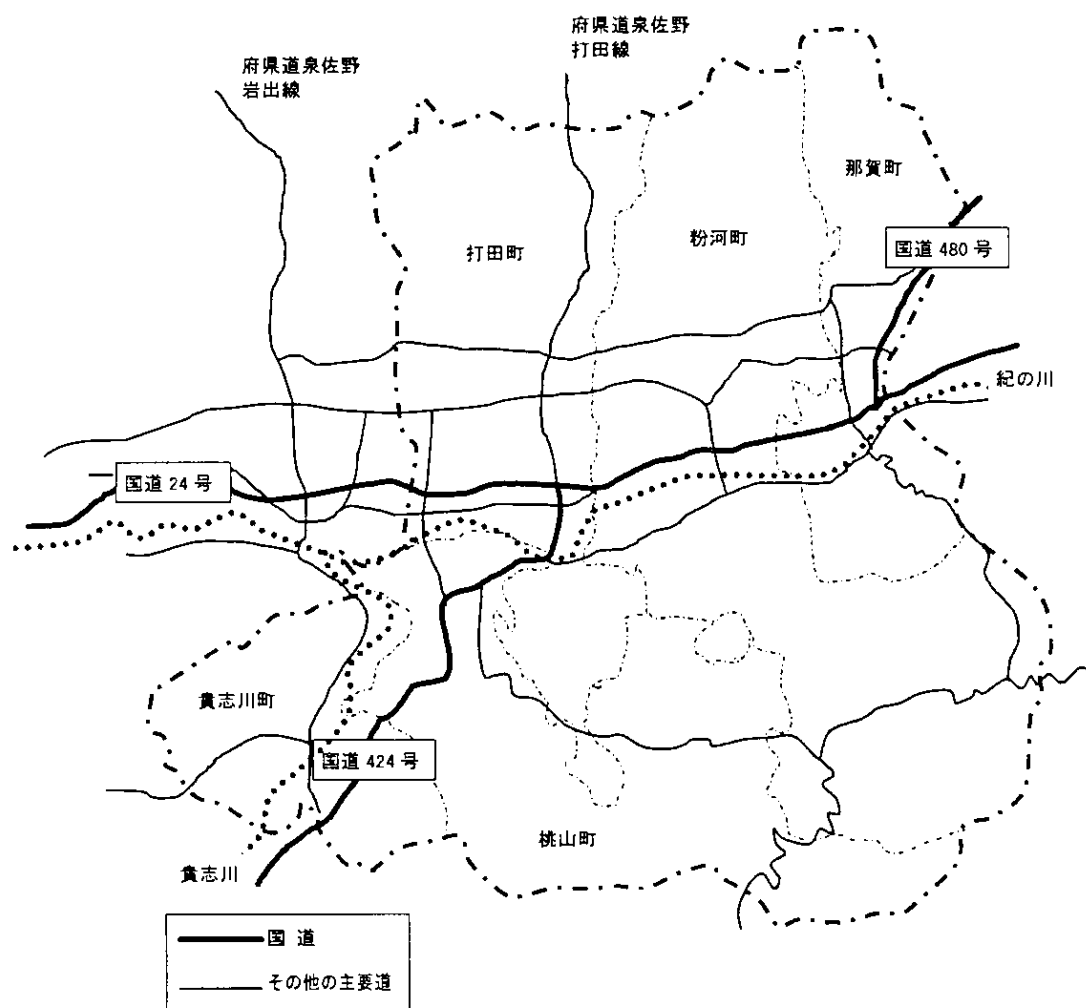
道路交通では、国道 24 号が地域を東西に貫き、和歌山市および橋本市・奈良県方面と結ぶほか、海南市方面と結ぶ国道 424 号が通っており、これらが幹線道路としての役割を果たしています。

和歌山市および奈良・京都方面と結ぶ京奈和自動車道が計画されており、新市内では粉河町と打田町にインターチェンジ設置が予定されています。

鉄道では、JR 和歌山線が域内を東西に通り、東を伊都郡・橋本市・奈良県方面と結び、西を岩出町・和歌山市と結んでいます。ピーク時 1 時間 3～5 本、その他の時間帯は 1 時間 2 本程度の運行であり、5 つの駅があります。また貴志川町には南海貴志川線があり、1 時間 2 本程度の間隔で運行しています。

また新市の北西約 25 km には関西国際空港が位置し、地域の中心からは、府県道泉佐野打田線などによって約 1 時間で達することができます。

●主要道路網



(3) 人 口

新市の人口は、平成 12 年国勢調査では 70,067 人で、昭和 55 年以降増加傾向にあり、平成 7 年と 12 年の間の増加率は 1.8%となっています。人口増加には主に西部の貴志川町と打田町が寄与しており、粉河町・那賀町・桃山町では横ばいないし減少基調となっています。平成 12 年国勢調査による世帯数は 21,956 世帯で、1 世帯あたり 3.19 人となっています。

人口の年齢別構成では 0～14 歳人口 15.9%で和歌山県平均（14.9%）と比べて 1 ポイント高くなっています。また 65 歳以上人口は 20.5%で、県平均（21.2%）より 0.7 ポイント低くなっています。町別には貴志川町において比較的若年層が多く、0～14 歳人口割合が 65 歳以上人口割合を上回っています。（平成 12 年国勢調査）

就業人口の構成では、新市の第一次産業従事者は 21.0%で、和歌山県平均の 10.6%の 2 倍近い割合で、農業が盛んです。特に粉河町と桃山町では第一次産業従事者割合が高くなっています。貴志川町はこれらと対照的に、第一次産業従事者が県平均をも下回り、第二次産業の割合が高くなっています。（平成 12 年国勢調査）

従業員の通勤状況をみると、那賀 5 町の外に通勤する従業員の通勤先は和歌山市が多くなっています。（那賀 5 町の将来のまちづくりに関する住民意識調査）

●人口の推移（単位：人）

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
打田町	12,934	13,576	13,868	14,635	15,194
粉河町	17,094	16,811	16,171	17,016	16,918
那賀町	10,189	9,705	9,377	9,103	8,835
桃山町	9,176	9,052	8,574	8,026	8,041
貴志川町	12,825	15,287	17,136	20,022	21,079
合 計	62,218	64,431	65,126	68,802	70,067

(4) 土地利用

新市は全体に山がちの地形であり、固定資産税の価格などの概要調書*（平成 15 年）によると山林が 88.49 km²で最も広がっています。市街地や集落などの宅地は 11.45 km²です。

山麓部や丘陵部を生かした果樹栽培が盛んで、これを主体とする畑が山林に次ぐ 32.62 km²の広さで、田は第 3 位の 25.83 km²となっています。山林の割合は桃山町が最も高く、畑の割合是那賀町が最も高くなっています。

* 概要調書：地方税法第 418 条により、市町村が固定資産の価格等を総務省令の書式に従って作成する統計資料。

(5) 各町の概況

① 打田町

打田町は、古くから撰閑家の荘園として栄え、平安・鎌倉時代を代表する歌人である西行の生誕地でもあります。昭和31年に池田村と田中村が合併して現在の打田町となりました。

北の和泉山脈からゆるやかな傾斜をなして南東部は紀の川を越えて龍門山の山腹に達します。面積は48.45km²で、田畑の面積は5町の中では粉河町に次ぐ広さとなっています。

② 粉河町

粉河町は、西国三十三番札所として知られる粉河寺を中心に発展してきました。昭和30年に、旧粉河町・長田村・竜門村・川原村と王子村の一部が合併し、その後昭和31年に鞆刈村を編入して現在の粉河町となりました。

紀の川を中心に、北は和泉山脈、南は龍門山・飯盛山を含む紀伊山地に至り、面積77.73km²で5町の中では最も広い町域となっています。田畑は5町の中で最も広い面積を有しています。

③ 那賀町

那賀町は、高野山の荘園として開け、町の中心地名手は大和街道・高野街道の宿場町として栄え、旧名手本陣母屋などは国指定の重要文化財に指定されています。江戸後期に世界初の全身麻酔を施し、乳がんの摘出手術に成功した華岡青洲の出身地としても知られます。

現在の那賀町は、昭和30年に名手町・上名手村・狩宿村・麻生津村、および王子村の一部が合併して誕生しました。

町域は北に葛城山を、南に飯盛山を控え、その間を紀の川が貫流しています。面積は、28.12km²で畑の面積は、5町の中で最も高い割合となっています。

④ 桃山町

桃山町は、高野山の荘園として栄え、昭和31年に安楽川町・奥安楽川村・調月村が合併して誕生しました。また、昭和32年に細野村の一部を編入し、現在に至っています。

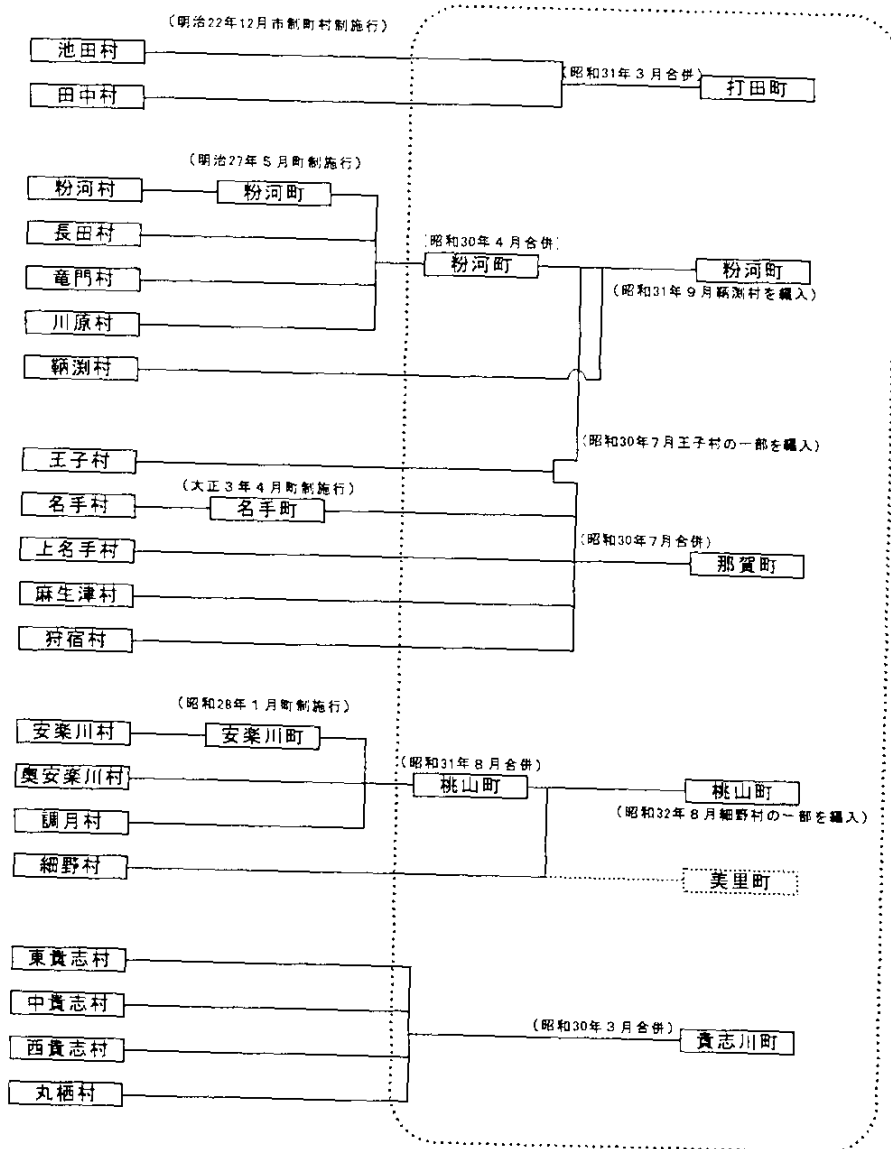
町の北側に紀の川を控えるとともに西側を貴志川が流れ、南は紀伊山地に広がる山がちな地形で、総面積51.75km²で、山林の割合が5町の中で最も高くなっています。

⑤ 貴志川町

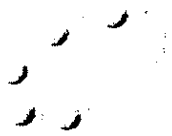
貴志川町は、古来高野山の荘園として開け、江戸期には紀州藩領として栄えてきました。昭和30年に東貴志村・中貴志村・西貴志村・丸栖村の4村が合併して現在の貴志川町となりました。町名の通り、貴志川が町内を北流し、紀の川に合流しています。総面積は22.49km²

で5町の中では最も小さいですが、山林は少なく、比較的平野に恵まれています。

那賀 5 町 の 変 遷



昭和の大合併



第2章 基本構想

1 新市建設の基本方針

(1) 新市建設の理念と将来像

[背 景]

建設計画策定のために実施した住民意識調査(那賀5町の将来のまちづくりに関する住民意識調査)の結果によると、新市の将来像(問9)としては、まず災害・犯罪・交通事故などの少ない安全なまちであることが最も高い支持を得ています。これに次いで保健・医療や福祉の充実など、健康で安心できる生活が求められています。また、豊かな水・緑からなる自然環境を保護することや道路・公園など住環境の充実に対しても大きな関心が寄せられています。

これらのことから、人びとは、地域の基盤になるものとして豊かな自然を尊重し保護しつつ、社会生活面ではまず「安全で安心な暮らし」を望んでいます。市民が平和で安心して暮らせる社会を構築し、さらに生活の利便性や快適性を高める努力が必要です。

[理 念]

新市は人口7万人、面積228.54 km²を有し、地理的条件や自然環境面にめぐまれ、これら地域の特性を活かすことにより、和歌山県北部の中核的なまちとして、発展できる可能性を秘めています。しかし、今後は少子高齢化傾向が持続することが予測され、バランスある人口構造を維持・回復することによって、住民が互いに助け合いながら、生き生きとまちづくりに取り組み、定住性の高い都市を建設することが望まれます。

そのためにも、安心・安全なまちづくりや都市機能・生活道路の整備など、暮らしを支える条件を整備すること、および関西国際空港や整備が予定される京奈和自動車道などの広域交通基盤を積極的に活用して産業発展を期すること、および多種多様の農産物やこれらを生み出す豊かな農地を地域の個性としてより強く売り出していくことなどにより、地域に活力を生み出すことをめざします。

新市建設の将来像を、これらの住民意向や地域課題に基づいて設定します。

[将来像]

那賀5町による新市の将来像を次のように描きます。

元気で安心、 自然の中で交流の輪がひろがる 文化創造都市

これまで地域の発展は、生産量の急速な拡大やそれにとまなう就業者の急速な増加、またそのための住宅地の拡大などによって達成されてきました。

これらを経た21世紀の初頭に立ち、わたしたちはこれまでの成長のあり方を振り返り、自らの足元を見つめ、暮らしの質を深めることをめざしています。すなわち、ひたすらモノの獲得を求めるのではなく、ゆっくりと心を充実していくことが望まれています。

そして、その心を育んでくれる最も基本になるものは、紀の川水系や和泉山脈あるいは紀伊山地などの自然であり、またこれらの自然・風土と調和して蓄積されてきた地域の伝統・文化です。

一方、地方分権が進行するなか、住民においても主体的な取り組みが求められています。これまではとすれば「まちづくり」は行政のすること、という認識が一般的でした。しかし地方自治体が自主・自立の道を歩みつつあるように、住民においても助け合いや社会貢献などの行動を通じ、主体的なまちづくりを進め、これらの取り組みによってまちを良くしていくことが求められます。またそれが心の充実を獲得する一つの道でもあります。

自然・風土という舞台のうえで、この地域に住む人びとが、行政とともに考え行動することによって、交流の輪を広げ、元気で安心な社会づくりに貢献するとともに地域の文化を創造していくことをめざし、この将来像を設定します。

(2) 将来像を実現するための基本的な考え方

① いまの暮らしを大切にする

川・山・森などの自然、古くから伝わってきた文化を大切にし、いま地域に生きる人びとが健康で、安心して長く住み続けることのできる新市をつくります。

○ 静かで清潔、水・緑の豊かさのなかでの生活環境の実現

- ・美しい水と緑をみんなで守るとともに、環境にやさしい生活の実践などを通じた循環型社会を形成します。
- ・住環境整備などを推進し、潤いのある暮らしの空間を形成します。

- ・人びとが理解し合い、助け合うことによる安心と安全の地域社会をつくります。
- 人の息吹で地域が華やぐための活動条件の充実
 - ・文化を愛し創造し、また主体的に学び続けることのできる地域をつくります。
 - ・一人ひとりが積極的に自らの健康を構築できる条件を整備します。
- すべての人びとが安心して暮らせる社会基盤の充実
 - ・安心して子どもを育てることのできるまちとするとともに、子どもが快活に育ち・学ぶことのできる条件を整備します。
 - ・お年寄りや障害者がいきいきと暮らせる共生のまちづくりを進めます。

②地域の活力を養う

住民の暮らしを支える基本的条件を充実するとともに、人びとの活動力を高めるための都市基盤を充実し、産業の力を高めることによって都市としての活力を養います。

- 各地区の有機的連携と都市機能の充実
 - ・新市の顔となり、にぎわいの場となる拠点を形成します。
 - ・中山間部における生活基盤を充実するとともに、交流などによる振興を図ります。
 - ・新市の一体化と各地の均衡ある発展を促進するため、道路・交通網整備を促進するとともに、京奈和自動車道を新市の発展に活かします。
- 農林業から観光産業まで、産業活力の向上
 - ・多様な産物のブランド化、安全・安心な農産物のアピールなど農業の発展をさらに推進します。
 - ・広域交通基盤の充実を軸とした新たな産業の立地を推進します。
 - ・参加・体験型農業による「スローライフ^{*}」の場の提供やコミュニティ・ビジネス^{*}の促進など、個性あるしごとづくりを推進します。

③交流でまちを元気にする

新市のなかでは、各地域・各世代が互いに結び合うとともに広域的な来訪を呼び、内外の交流の輪が広がる魅力ある地域づくりを進めます。

- 各世代、各地区が互いに理解し協力し合う交流社会の推進
 - ・新市内各地域間の情報ネットワークの拡充・緊密化を進めるとともに、生涯学習の活動などを通じて活発な交流を促進し、「人づくり」をめざします。

・ スローライフ：「早く、安く、便利に、効率よく」を目標としてきたこれまでの発展に対して、自分の価値観を見つめ、ゆっくりと生活の質を深めようというライフスタイルの提唱。1986年にイタリア北部の小さな町ブラで始まった「スローフード」運動からヒントを得たことば。

・ コミュニティ・ビジネス：地域や社会の課題を解決するために、ビジネス的手法でおこなわれる事業活動の総称。たとえば、高齢者に対するデイサービス提供、障害者によるパンの製造・販売、伝統的な建築物の再生、地場野菜の復活・流通など、さまざまな分野に広がっています。

○観光・交流ネットワークの充実

- ・豊かな自然、寺社や史跡などの歴史的な蓄積、あるいは農業直販施設などを有機的に連携し、新市全体の魅力を高めるとともに、これらをまとめる観光推進力の充実を図ります。
- ・中山間部においては、農地・森林を生かした交流産業の育成を図ります。

○歴史文化資源の見直し、再発見とまちづくり、観光化への発展

- ・歴史文化資源の再発見、発掘を進めることによって、住民の交流を活性化し、また新市の新たな魅力を創造します。

④住民主体のまちづくりを推進する

人びとが能動的にまちづくりに向かう力を引き出し養うとともに、市民と行政とが協働^{*}して地域を活性化します。

○助け合いと主体的なまちづくりで、活力ある地域の創造

- ・地域における福祉活動など相互扶助の推進などを進め、信頼と安心のコミュニティを創造します。

○ボランティアの育成、NPO^{*}など推進する仕組みづくりの支援

- ・人びとが助け合ってまちづくりに取り組むため、ボランティア^{*}の普及を進めるとともに、主体的なまちづくりを推進するための支援を図ります。

○各分野間の連携促進

- ・大学や研究機関、地域の企業、住民、行政などが相互に交流し、連携を深めていくことによって新市のもつ総合的な力を高め、まちづくりを推進します。

⑤新市の総合力を発揮する

長期的視点に立って新市の運営や行政投資を考え、新たな都市の結成による効果を十分に引き出します。

○行財政運営の効率化と行政サービスの向上

- ・的確な財政運営、行政組織の改革、職員の専門的能力の向上などにより、すぐれたサービス提供を図ります。

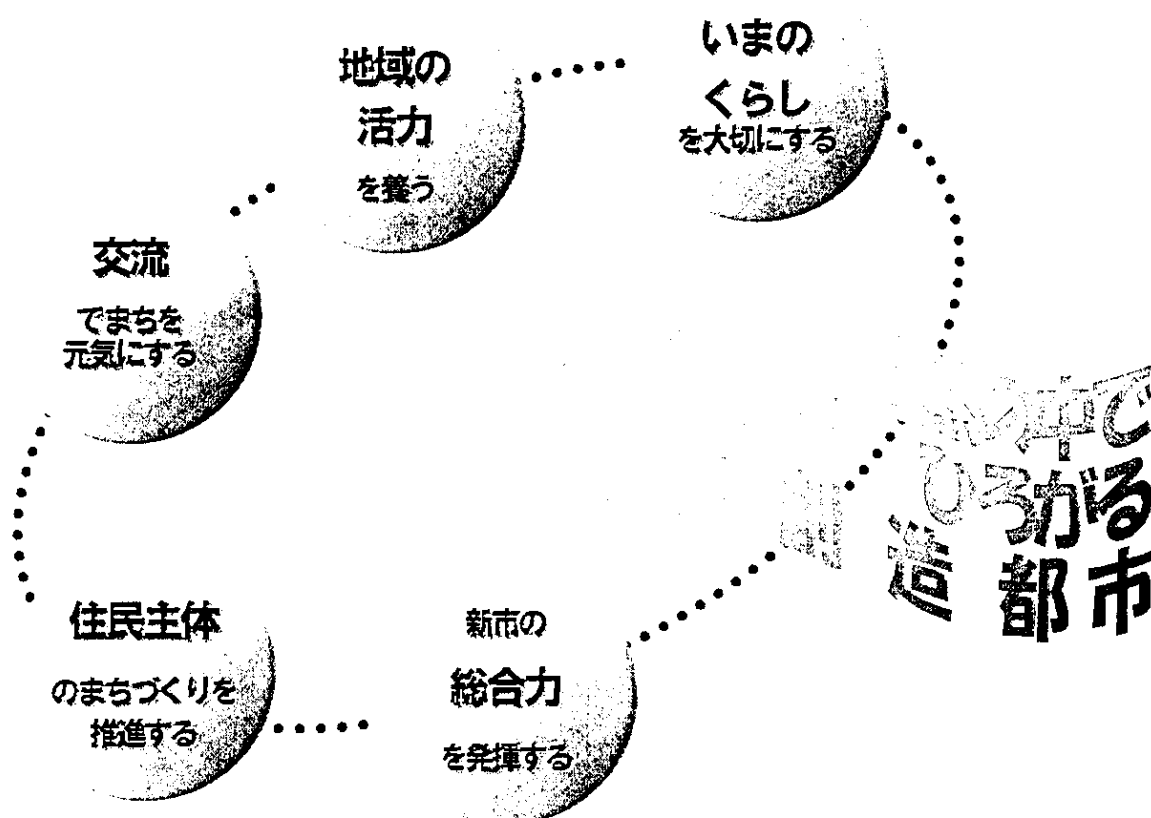
○新市の均衡ある発展と有機的な結合

^{*} 協働：市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら、共通の目標の達成に向け、互いに助け合いながら取り組んでいくこと。

^{*} NPO：Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、非営利活動を行う非政府、民間の組織のことです。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にします。「NPO法人」は、NPOのうち「特定非営利活動法人法」に則り、認証をうけた団体をさします。

^{*} ボランティア：コミュニティや社会の課題を解決していくための、一人ひとりの自発的な（ボランティア）取り組み、またはその姿勢のこと。

- ・これまでの各地域の歴史や伝統を尊重するとともに、各地域間および各地域と新市全体とのバランスに留意した行政運営をおこないます。
- ・総合的な土地利用の推進、交通基盤・生活基盤の効果的な整備によって、暮らしやすく働きやすい地域をつくります。



2 人口の見通し

【人口推計】

過去の出生率・生残率・社会移動率などの傾向を将来にあてはめたコーホート要因法*という手法を適用して計算した結果、2015年（平成27年）の5町合計人口は70,391人となります。

●総人口と年齢3区分別人口

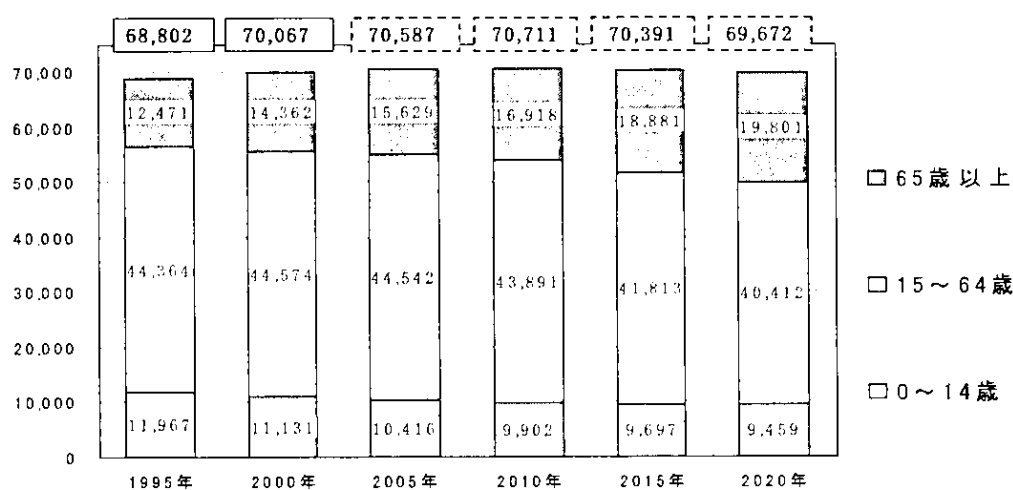
(単位:人)

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)
0～14歳	11,967	11,131	10,416	9,902	9,697	9,459
15～64歳	44,364	44,574	44,542	43,891	41,813	40,412
65歳以上	12,471	14,362	15,629	16,918	18,881	19,801
総数	68,802	70,067	70,587	70,711	70,391	69,672

(単位:%)

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)
0～14歳	17.4%	15.9%	14.8%	14.0%	13.8%	13.6%
15～64歳	64.5%	63.6%	63.1%	62.1%	59.4%	58.0%
65歳以上	18.1%	20.5%	22.1%	23.9%	26.8%	28.4%
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

●総人口・年齢3区分別人口（単位：人）



【人口の見通し】

新市において、安全で安心できるまちづくりを進めるとともに、生活道路整備などの利便性向上や生活環境の充実などを重点的に推進して定住性を高めることにより、2015年（平成27年）の人口見通しを72,000人とします。また世帯数は24,000世帯（1世帯あたり3.0人）とします。

* コーホート要因法：「コーホート」とは、同時期に出生した人びとの集団をさし、コーホート要因法は、人口推計を目的としてこのコーホートを基礎とした統計手法を定式化したもの。

3 土地利用構想

(1) 整備の全体方向

那賀5町地域における土地利用ごとの整備の方向性、および留意事項を以下のように定めます。

- 森林・河川については、地域の全ての基盤であるとともに、地域の個性を表現するものと認識し、その保護・保全に努めます。また、環境を損ねず、これらの恵みを享受するための活用などを推進します。
- 農地については、森林に次いで広い面積を占めており、地域経済を支える大きな柱であることから、優良農地の保全、ため池など生産基盤の整備および耕作放棄地の再生に努めます。また「作る農業」だけでなく「楽しむ農業」としての展開を図り、都市との交流も推進します。
- 住宅地については、下水道・生活道路などの整備に努めるとともに、良好な住宅地が形成されるよう指導・誘導を図ります。
- 商業地のうち、既存商店街などについては、駅前整備の推進などと合わせ、商業環境の整備を図ります。
- 工業用地については、振動・騒音などの影響がないよう指導を行うとともに、産業団地への誘致を強化し、雇用の促進を図ります。
- 交流機能・業務機能の集積などを図り、新市にふさわしい都市核の形成を図ります。
- 京奈和自動車道など域外と広域的に連絡する道路の整備促進を図ります。またこれらに対応した産業団地の設置などについて検討します。
- 域内の南北道路の強化・充実を進め、新市が有機的に一体化するよう努めます。また中山間地の交通手段確保などに努めます。
- 古い市街地建築物、寺社、農村集落など、土地利用ごとにふさわしい景観の保全と整備誘導を図ります。

(2) 新都市の構造

新市の構造を、軸とゾーンで模式的に示し、それらの基本的方向を掲げます。

【都市軸】

○東西複合軸

京奈和自動車道の整備が予定されるほか、すでに JR 和歌山線や国道 24 号が地域外と結ぶ役割を果たしており、また県道粉河加太線・同和歌山橋本線・広域農道橋本岩出線

なども広域的な交流に資する役割を果たしていることから、これらに沿って連なる地区を、東西の主軸とします。

広域的機能を果たす基幹的施設の立地を誘導するほか、新市の核となる拠点の整備などを図ります。

○南北交流軸

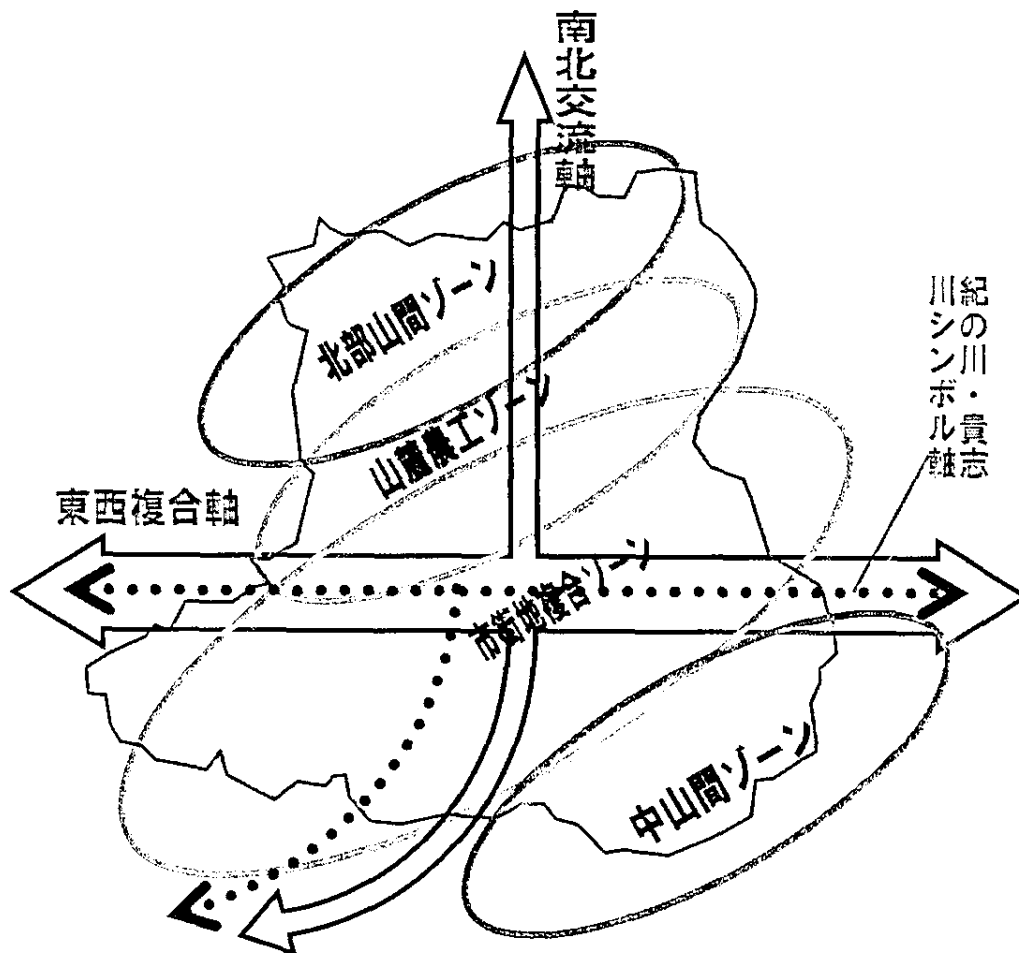
府県道泉佐野打田線が、大阪方面との連絡に域内で最も中心的な役割を果たしており、また国道 424 号が南部の桃山・貴志川町域および海南市方面と結んでいることから、これらに沿った地区を、地域内外を南北に結ぶ主軸とします。

京奈和自動車道インターチェンジとも直結することから、広域的機能を持つ基幹的施設の立地を誘導します。

○紀の川・貴志川シンボル軸

紀の川・貴志川を新市のシンボルとして位置づけ、これら河川によって形成される空間をシンボル軸とします。

美しい水面を望み、また触れることのできる空間整備を図るほか、水面を利用したイベントや河川敷の利用促進などを図ります。



【ゾーン】

○北部山間ゾーン

北は大阪府との境界である和泉山脈の主稜線、南をおおむね農地の北限とした領域を北部山間ゾーンとします。

森林部分においては、その保護を図るとともに、地滑り地域なども含めた治山・治水対策による保全を充実します。

観光林道が整備されている葛城山頂付近においては森林レクリエーション機能の充実を図るほか、低地部の温泉施設や農業レクリエーション施設とも連携したハイキングコースの整備などを図ります。

○山麓農工ゾーン

おおむね和泉山脈の山麓部から南の市街地北端までの領域を山麓農工ゾーンとします。

このゾーンでは、柿・柑橘類・桃などの特徴ある果実を産することから、農業基盤整備などによる農業生産機能をさらに高めるとともに、市民農園や観光農園など農業レクリエーション機能を充実し、農の複合化を図ります。

また県道粉河加太線沿道にはすでに各種製造業の立地も見られ、2か所の京奈和道インターチェンジ（予定）にも短時間で到達できることから、粉河加太線沿道やインターチェンジ周辺においては、新たな産業拠点の整備のほか、上記の観光レクリエーション機能なども集積した複合的な新拠点として整備を検討します。

○市街地複合ゾーン

北は、前記の山麓農工ゾーンと一部重なり合い、紀の川を南北に挟む領域を市街地複合ゾーンとします。

このゾーンでは、最も古くから市街地が発達し、行政・文化・商業などの機能が集積しています。国道24号沿道や貴志川町中心部には、大型専門店、スーパー、娯楽施設などが立地するほか、近年では住宅開発も盛んであると同時に農業生産も盛んに行われ、さらに工業用地を有するなど多くの機能が複合しています。

今後は、都市計画、農業振興計画相互の整合性を図りながら的確な土地利用計画を作成し、都市環境および農業環境などの充実を図ります。また生活道路や公園などの整備を進めるなど良好な市街地の形成に努めます。

○中山間ゾーン

桃山町東部および粉河町南部の、紀伊山地の領域を中山間ゾーンとします。

このゾーンでは貴重な生物の生息する美しい山林を基盤として、静穏な環境のもとに集落が点在し、果樹栽培を中心に農業が営まれています。交通の不便さや平地の乏しさなどのために、人口減と高齢化が進行しています。

このため、道路整備やコミュニティバス運行などによって住民の生活基盤の充実を図るとともに、新規農業者の導入や都市生活者の定住促進、森林レクリエーションの推進など広域的な交流によって地域の活力を養います。

4 新市発展プロジェクト

新市として発展するための条件として、さまざまなものがあげられますが、そのなかで最も重要な要素は「ひと」です。ここに住む人びとが地域を愛し、また快活に生きることのできるまちであり続けることが、すなわちまちの発展であるといえます。

それと並んで大切なことは、新しい市が「地域らしさ」を備えていることです。地域に根ざす自然や風土を生かし、またそれらが培ってくれた独自の文化を生かしていくことが新市を個性豊かに発展させてゆきます。

このことから、新市における発展プロジェクトとして「いきいき人・まちプロジェクト」および「きらきら土・水・緑プロジェクト」を設定し、その推進に努めます。

(1) いきいき人・まちプロジェクト

人びとがいつも健康で快活であること、常に時代の変化を敏感に察知し、学びながら意欲をもって生活していくこと、またそのような人びとが互いに助け合い、また主体的にまちづくりに関わっていくための事業を推進します。

○いつでもどこでも学べる生涯学習社会の形成

【主要事業】

- ・図書館機能を備えた生涯学習拠点の整備および図書館ネットワークの形成
- ・市民が文化・芸術にふれる場と機会の充実
- ・学校教育内容の充実、公民館活動の推進、学習・文化情報の発信および相談機能の整備など、学習・創造のための支援充実

○健康で活力あふれたからだづくりの支援

【主要事業】

- ・保健・医療・福祉の連携による健康づくりの推進
- ・運動公園など、市民が集えるスポーツ空間の整備
- ・地域におけるスポーツクラブの結成など、子どもが多様なスポーツにふれることのできる環境づくりの推進
- ・一人1スポーツ運動の展開、ニュースポーツの導入・創造

○社会参加と生きがいのまちづくり支援

【主要事業】

- ・コミュニティなどにおけるまちづくり活動への支援
- ・市民の公益活動（NPO活動、ボランティア活動）に対する支援、および行政との協働推進

- ・シルバー人材センター*など高齢者の社会参加・社会貢献への支援

(2) きらきら土・水・緑プロジェクト

新しい市は、河川をはさんで緑豊かな山地が広がるとともに、平地や山麓部では実り豊かな果樹園などの農地が四季折々に土の恵みを生み出しています。

これらの土（農）や水（紀の川・貴志川）、緑（山地）をかけがえのない地域資源として再評価し、人びとの憩いの場やあらたな産業づくりの場として展開していきます。

○果樹園芸を軸とした高品質で安全な農業の展開

【主要事業】

- ・農産物のブランド化推進と情報発信力の強化
- ・地域あげての有機 JAS 認定・生産情報公表 JAS 認定*など、時代を見据えた農業の展開

○農林業の高次化推進

【主要事業】

- ・グリーンツーリズム*や参加体験型農業の推進（フルーツパーク整備、滞在型市民農園の開設など）
- ・都市部児童などの農山村留学、森林ボランティアや林業研修受け入れなど、第一次産業を通じた都市との交流
- ・中山間部における農林業新規就業者の導入や森林レクリエーションの推進

○水と緑の保全・整備

【主要事業】

- ・紀の川水系の河川敷整備など市民や来訪者が水に親しめる空間の形成
- ・水や川をテーマとした地域が一体となったイベントの創出
- ・緑や景観を含む歴史・風土の保全・育成推進

-
- ・ **シルバー人材センター**：定年退職後など的高齢者が補助的、短期的就労を通じて社会参加し、追加的収入を得るように図る公益法人。
 - ・ **有機 JAS 認定・生産情報公表 JAS 認定**：有機 JAS 法によって認定を受けた食品だけが、本物の有機食品として、「有機〇〇」「オーガニック〇〇」と表示することができます。生産情報公表 JAS は、BSE の発生や最近の食品の不正表示事件を背景として、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認証する JAS 規格のこと。まず、国民の関心が特に高く個体管理の体制が整備されている牛肉について制定されていますが、今後は認定対象が拡大される予定です。
 - ・ **グリーンツーリズム**：「グリーン」とは緑や自然という意味に加え、環境保全や社会・文化の尊重をも意味し、「ツーリズム」とは、物見遊山的観光ではなく、様々な個性的な体験や交流を通して、心身をリフレッシュする活動を意味します。そして「グリーンツーリズム」とはそのようなライフスタイルの定着によって、総合的な農村産業の振興および農村居住の定着をめざす活動を意味します。

第3章

新市のまちづくり施策・主要事業

1 施策の体系

新市としての迅速な一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、基本構想の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を展開します。

新市のまちづくり分野別施策は、次のように構成します。

- (1) 都市基盤の整備（市民の活動力を高める都市基盤づくり）
- (2) 保健・医療・福祉の充実（みんなが笑顔、すこやか安心の暮らしづくり）
- (3) 生活環境の整備（快適・安心・うるおいのある地域づくり）
- (4) 環境の保全と創造（豊かな自然をおもいやるところをもった環境づくり）
- (5) 教育・文化の振興（明日を拓く、創造力はぐくむひとづくり）
- (6) 産業の振興（地域の活力を支える魅力ある産業づくり）
- (7) 連携・交流と自治・協働の促進（助け合いで築く住民主体の交流ネットワークづくり）
- (8) 行財政運営の効率化（効率的な行政運営にもとづくまちづくり）

また、これら分野別施策と第2章基本構想で示した「将来像を実現するための基本的な考え方」5項目との関係は下表のとおりです。さらに、「新市発展プロジェクト」に関わる施策については、以下「2 分野別施策・主要事業」において、位置づけを明確にします。

●分野別施策と「将来像を実現するための考え方」の関連

		将来像を実現するための基本的な考え方				
		① いまの暮らしを 大切にする	② 地域の活力を養 う	③ 交流でまちを元 気にする	④ 住民主体のまち づくりを推進する	⑤ 新市の総合力を 発揮する
分野別 施策	(1) 都市基盤の整備		○	○		○
	(2) 保健・医療・福祉の充実	○			○	
	(3) 生活環境の整備	○			○	○
	(4) 環境の保全と創造	○				
	(5) 教育・文化の振興	○		○		
	(6) 産業の振興		○	○		
	(7) 連携・交流と自治・協働の促進	○	○	○	○	
	(8) 行財政運営の効率化					○

2 分野別施策・主要事業

(1) 都市基盤の整備（市民の活動力を高める都市基盤づくり）

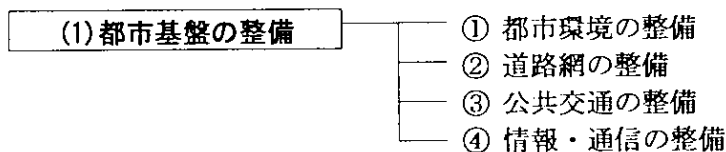
これからのまちづくりは、拡大基調の都市づくりから、自然環境との共生による地域循環型へと転換していくことが求められています。

新市においては、情報通信技術の発達にともなう地域社会への対応や、市民が地域の歴史や文化を実感しながら、豊かな自然環境の恩恵を受け、誇りと愛着が持てるまちづくりを進めていく必要があります。

こうしたことを基本に、新市の一体化と地域の均衡ある発展を促進するために、広域的な視点でまちづくりを考え、各地域がそれぞれの特性にふさわしい活動ができるよう、また、有機的な連携がとれるよう都市基盤の整備を図ります。

そのために、市街地開発に関連する総合的な調整を行い、市民生活や経済活動を支える道路交通ネットワークの整備を推進します。また、既存の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、市民誰もが市内を自由に移動できる公共交通の整備に努めます。

さらに、市民ニーズの多様化に対応した地域情報通信基盤の整備を進めます。



【施策の方向性】

① 都市環境の整備

- ・都市計画については、効率性のみを重視するのではなく、文化性や快適性の創造を目標としたまちづくりの視点から計画を策定し、その実現に取り組みます。
- ・良好な市街地形成や新市の中核となる地域の拠点づくりを、官民のパートナーシップによって推進します。
- ・土地利用については、社会的、経済的および文化的な諸条件にも配慮しつつ自然との調和を図り、計画的かつ総合的に良好な都市空間の創造をめざします。また、都市軸、ゾーンへの各種機能の誘導を進めます。

② 道路網の整備

- ・京奈和自動車道の早期着工を働きかけ、インターチェンジと新市内の各地域間連絡道路の整備を図るとともに、府県間道路の延伸や改良整備、和歌山市への連絡道路の整備、紀の川横断道路の整備、中山間地の道路整備など、国道・県道・主要市道の広域的かつ計画的

な道路体系整備を促進し、新市の一体化をめざします。

- ・地域生活圏の基幹的な道路網を形成する道路の整備を推進するとともに、市民の日常生活に密着した生活道路の整備を促進します。
- ・子ども、高齢者、障害者が安全に、また安心して通行できる、利用しやすく、また、環境にやさしい道づくりを進めます。

③ 公共交通の整備

- ・新市の個性的な地域づくりと広域的な交流連携を進めるために、生活路線として重要な役割を果たしている鉄道の利便性の向上に努めます。ＪＲ和歌山線については、駅周辺整備を推進するとともに観光施設の充実など沿線の魅力度を高め、利用客の増加を図ります。
- ・南海貴志川線については、新市・和歌山県・和歌山市によってその存続を協議します。
- ・生活路線バスやコミュニティバスについては、県や関係市町村との協議をふまえ、地域の実情に応じて路線の拡張に努めます。

④ 情報・通信の整備

- ・本庁や支所、公共施設での円滑な住民サービスの提供を図るため、また、市民生活の利便性の向上と地域の活性化を図るため、情報通信基盤の整備を推進します。
- ・行政だけでなく、金融・商業・医療などの機能も兼ね備えたＩＣカードシステム*の構築を検討します。
- ・インターネット等の情報通信ネットワークを利用し、市民と行政、市民同士の意見交換の場を整備し、市民の行政参加を促進します。

【主要事業】

施策名	主要事業名
① 都市環境の整備	○総合的・計画的な都市づくりの推進 ・都市計画マスタープランの策定 ・京奈和自動車道インター周辺土地利用計画の策定 ・開発事業関連に係るまちづくり条例の制定 ○ユニバーサルデザイン*によるまちづくりの推進 ○地籍調査の推進

* ＩＣカードシステム：情報の記憶媒体としてＩＣ（集積回路）チップを組み込んだカード。接触型と非接触型があり、定期券や高速道路のＥＴＣなどの利用が広がっています。

* ユニバーサルデザイン：できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。みんなが快適に利用できる製品や機能などのデザイン。アメリカのロナルド・メイスが提唱。

② 道路網の整備	○総合的な道路交通体系の構築 ・京奈和自動車道整備促進 ・広域的主要幹線道路整備 ・地域連携道路整備 ・生活道路の整備改良 ・広域農林道整備 ○人と環境にやさしい道づくりの推進 ・自転車歩行者道路の整備 ・透排水性舗装の推進
③ 公共交通の整備	○公共交通機関の利用促進 ・啓発による利用拡大の推進 ・ＪＲ和歌山線の駅舎および駅周辺整備事業 ○南海貴志川線の存続協議 ○地方バス路線の運行維持の推進 ○コミュニティバス路線新規増設の推進
④ 情報・通信の整備	○地域情報ネットワークの構築 ○市民生活の利便性向上のためのＩＴ整備 ・移動通信用施設の整備 ・インターネット利用環境の整備

(備考) 県が実施する事業については、第４章「２新市における和歌山県事業」に事業内容を掲載します。

(2) 保健・医療・福祉の充実（みんなが笑顔、すこやか安心の暮らしづくり）

私たちが、生きがいを持って幸せな生活を営むためには、まず健康であることが大切です。長寿社会の中で、市民一人ひとりの健康意識を高め、健康増進活動に積極的に取り組むとともに、健康づくりの拠点施設の整備充実や保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実を進め、総合的な健康づくりを推進します。

また、少子高齢化や核家族化の進展によって、育児に悩む親の増加や高齢者世帯の増加など、家庭での育児や介護を取り巻く環境は大きく変化してきています。

安心した暮らしを送るための福祉社会の建設は、すべての市民にとって極めて重要な問題です。

人と人のふれあいを大切に、市民誰もが住み慣れた地域ですこやかに生活できるよう、一人ひとりの主体的な健康づくりへの支援、高齢者や障害者が地域社会で生きがいや目標をもって暮らせるための支援、安心して子育てができる環境づくりなどを推進します。

(2) 保健・医療・福祉の充実

- ① 保健・医療の充実
- ② 地域福祉の充実
- ③ 介護保険・国民健康保険の安定運営

【施策の方向性】

① 保健・医療の充実

- ・生活習慣病の予防を中心とした健康づくり計画を市民との協働のもとに策定するとともに、健康相談や健康づくりに取り組むための拠点施設の整備を推進します。
- ・健康増進対策として、健康啓発事業を推進するとともに、健康づくりのために活動する団体やグループを支援します。
- ・各種健康診査やがん検診などの受診を促進するとともに、その事後指導の充実を図り、市民一人ひとりの生活実態や生活スタイルに応じた健康づくりを推進します。
- ・乳幼児健康診査・健康相談・育児教育などの充実によって、家庭・地域の養育力を高め、子どもがすこやかに育つ環境づくりを推進します。
- ・市民がいつでもどこでも安心して医療を受けることができるよう、救急時の対応を含めた医療体制の整備を推進します。

② 地域福祉の充実

- ・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉など福祉行政の一元化と総合化を図るため、福祉事務所を設置します。
- ・保健・医療・福祉の機能間の連携を深め、各サービスの効果的な提供を図ります。
- ・地域の福祉活動を支える組織の育成や、地域住民の共助の精神に基づくコミュニティ活動を支援するなど、市民が主体となった社会福祉活動を促進します。
- ・就労形態や生活形態の多様化に応じ、保育サービスを充実するとともに、子どもの豊かな心を育て人間関係を築きあげるための保育や放課後児童への健全育成に努めます。また、地域が一体となって児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関との連携により、適切な保護や児童虐待防止への支援体制の強化を図ります。
- ・障害を持つ人が、地域の中で一人の生活者として、自らの意思で自らの生活を選択できるよう、また、高齢者がその知識や経験・技能を生かして地域社会で活動できるよう、就労などによる自立と社会参加のための仕組みづくりを推進します。
- ・ひとり親家庭や低所得者に対する生活基盤の安定支援、自立更生への支援など相談指導体制の充実を図ります。

③ 介護保険・国民健康保険の安定運営

- ・介護保険制度のより円滑な運営に努めるとともに、施設整備、民間事業者の育成など課題の解消を図ります。また、介護保険サービスに対する需要と要望を的確に把握し、介護保険事業計画への反映のもとに、適切なサービスの提供を行います。
- ・介護保険対象外サービスについては、高齢者およびその家族の需要を的確に把握し、サービスの効果的な提供と制度の充実強化に努めます。
- ・国民健康保険事業の安定的な運営に努めるとともに、訪問指導の充実などによって疾病の防止に努め、医療費の適正化に努めます。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 保健・医療の充実	○健康づくり推進体制の整備 ・健康づくりのための計画策定 ・保健センターとしての拠点施設の整備 ・健康相談体制の充実 ○健康増進対策の推進 ・啓発事業の充実 ・健康診査・がん検診等の充実 ・地域健康づくり推進組織の育成と活動への支援 ○母子保健体制の充実 ・乳幼児健康診査等の充実 ○地域医療体制の充実 ・公立那賀病院の医療環境整備 ○救急医療体制の充実 ・夜間診療体制の充実
② 地域福祉の充実	◇福祉サービスの総合的な推進 ・地域福祉計画の策定 ・保健医療福祉の連携強化 ・市民の自主的な福祉活動の促進 ・マンパワー[*]の育成確保 ○子育て環境の整備促進 ・多様な保育サービスの充実 ・耐震対策等保育施設整備と施設統合の検討 ・子育て支援センター設置の検討 ・児童虐待防止のための連携強化 ・学童保育の支援充実 ○老人福祉施設（白水園）の整備充実 ○障害者への自立と社会参加への支援 ○高齢者生きがい対策の推進 ◇シルバー人材センターへの支援充実 ○ひとり親家庭、低所得者への相談指導体制確立と支援充実
③ 介護保険・国民健康保険の安定運営	○高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定 ・サービスの質の向上と量の確保 ・苦情相談への適切な対応 ・介護保険施設運営に対する指導強化 ○介護予防事業メニューの拡充

(備考) ◇◇は「新市発展プロジェクト」として位置づけされている事業で、◇は「いきいき人・まちプロジェクト」、◇は「きらきら土・水・緑プロジェクト」です。

* マンパワー：労働力などの人的資源のこと。

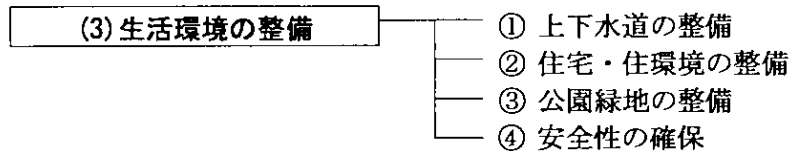
(3) 生活環境の整備（快適・安心・うるおいのある地域づくり）

市民が住み続けられる、また、住み続けたいと思うまちづくりのためには、安全性、利便性、さらに快適性を備えた生活環境を創造する必要があります。

上水道については、浄水場等施設の統合などによる安定的で安全な水を提供します。また、紀の川流域の水質保全と生活環境の保全のため、公共下水道の整備を進めます。

身近な公園や緑地の整備を図り、市民に親しまれるうるおい環境を創るとともに、良質な住宅環境を形成し、若者や都市居住者などのさまざまな人びとが魅力を感じ、定住するための条件を整えます。

さらに、市民を災害・事故や犯罪から守るため、市民と行政が協働しながら、効果的な防災活動や防犯活動などを推進し、災害に強く、安心して暮らせる環境の整備に努めます。



【施策の方向性】

① 上下水道の整備

- ・浄水施設等については、当面既存施設の充実に努めるとともに、水源確保などについては、今後の水道事業の効率的な運営と安定供給のために策定する整備計画の中で位置づけます。また、簡易水道については、地域の特性を考慮しながら適切な整備に努めます。
- ・市民が衛生的で快適な生活を享受することができるよう、また生活排水による公共用水域や河川の水質汚濁を防止するため、市民の協力と理解のもとに、紀の川中流流域下水道の整備促進と公共下水道の整備を進めます。
- ・下水道処理区域外の地域においては、農業集落排水事業の検討を行うとともに、経済的で実効性のある合併処理浄化槽の個別処理を推進します。

② 住宅・住環境の整備

- ・魅力ある住宅環境の整備と良質な宅地の供給に取り組み、市街地の活性化を図るとともに、若年層の定住や都市居住者のU I Jターン^{*}を促進します。
- ・老朽化している公営住宅などの建て替え、住環境整備を進めます。

^{*}U I Jターン：Uターンは、大都市などに移住した人が再び出身地やもとの居住地に戻る行動様式。Iターンは、大都市などで生まれ育った人が、地方に移り住む行動様式。Jターンは、大都市の大学などを卒業した者が、出身地の近くにある中核都市などに移り住む行動様式。

③ 公園緑地の整備

- ・未利用になっている公共用地の有効活用などによって、子どもたちが安心して遊ぶ、市民が憩える身近な公園・広場を整備します。また、既設の公園についても、より快適で使いやすくするための整備を図ります。

④ 安全性の確保

- ・広報や情報通信機器などを活用して災害時に役立つ防災・災害知識の普及に努めるとともに、防災訓練等への参加促進などによる危機管理意識の高揚、自主防災組織の強化・充実など、市民と行政との協働によって災害に備えます。
- ・避難場所やオープンスペースの確保、公共的建築物の耐震・不燃化など、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・国、県が実施している地すべり対策、治山・治水対策などの防災事業を促進するとともに、市民の理解と協力を得ながら、河川等の危険箇所改修を進めます。
- ・消防施設や水利については、市域の状況を考慮しながら計画的に整備を進めます。
- ・消防団活動の充実を図り、住民自らの手によって地域を守るための体制づくりを強化します。
- ・関係機関や団体と連携しながら、交通安全意識や交通マナーの啓発・高揚など交通安全教育を充実するとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・防犯設備の充実、防犯体制の拡充、防犯意識の啓発などを推進し、安全で安心なまちづくりを進めます。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 上下水道の整備	○上水道整備計画の策定 ・経営合理化の推進 ・浄水施設等の統合整備 ・未給水地域への簡易水道等整備の検討 ○紀の川中流流域下水道事業の促進・公共下水道事業の整備 ○農業集落排水事業の推進・合併処理浄化槽の普及促進 ○集落排水事業の推進
② 住宅・住環境の整備	○公的住宅の整備促進 ○優良住宅地の供給等持ち家取得への支援 ○U I J ターン支援事業の推進 ○火葬場整備事業の検討
③ 公園緑地の整備	○市民に親しまれる公園緑地の整備

④ 安全性の確保	○防災体制の強化充実 ・地域防災計画の策定 ・新防災行政無線導入の検討 ・公共的施設耐震耐火対策の促進 ・自主防災組織の育成強化・防災訓練への参加促進 ・防災物品等の整備と確保・広域相互の応援体制強化 ○河川・ため池の整備・改修 ○消防施設・機材の整備充実 ○交通安全運動の推進・交通安全施設の整備 ○防犯の充実 ・自主防犯組織の育成と支援 ・防犯設備機器の充実 ・関係団体との連携強化 ・暴力追放運動の推進 ○消費者保護の充実 ・市民生活相談体制の充実
----------	--

(備考) 県が実施する事業については、第4章「2 新市における和歌山県事業」に事業内容を掲載します。

(4) 環境の保全と創造（豊かな自然をおもいやるころをもった環境づくり）

新市は、和泉山脈と紀伊山地に包まれ、森林や田畑などが織りなす緑豊かな自然に恵まれています。また、地域を流れる紀の川と貴志川は、市域に点在するため池などとともに、野鳥が羽を休めるための絶好の場所でもあり、新市のシンボリックな存在となっています。

こうした恵まれた自然環境を保全し活用していくために、環境保全に対する学習や啓発活動の展開、公園・緑地や水辺環境の整備など、環境を育てつつこれらの恵みを享受できる取り組みを推進します。さらに、市街地においては、市民参加による緑化、まち並み整備や歴史文化資源の保存など、美しく、地域らしさあふれる都市景観の形成を図ります。

また、緊急の課題となっているごみ処理場の整備を推進します。

さらに長期的には、年々増え続けるごみをその発生源から抜本的に見直し、3R*運動を推進するとともに、資源やエネルギーの有効活用を促進し、循環型社会*の形成をめざします。

(4) 環境の保全と創造

- ① 自然環境の保全と活用
- ② 景観形成の推進
- ③ 循環型社会の形成

* 3R：資源を守り、廃棄物を減少させるための、①Reduce＝購入を減らすなどによって最終処分量を減らす、②Reuse＝回収して再使用する、③Recycle＝使用済みの製品などを原材料として再利用する、という3つのこと。

* 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

【施策の方向性】

① 自然環境の保全と活用

- ・環境保護活動に関わる人材の育成を積極的に進めるとともに、環境に対する意識の高揚を図ります。
- ・森林の保全、河川やため池の水質汚濁の防止に努めるとともに、特に保全の必要性の高い地域については、効果的な保全手法の検討と導入を進めます。
- ・紀の川・貴志川シンボル軸の充実を図るため、河川敷を利用した公園整備や親水空間の形成を推進するとともに、イベントの開催など多くの市民が自然とふれあえる場と機会を提供します。

② 景観形成の推進

- ・新市全域が花と緑に包まれたまちになるよう、市民参加による花いっぱい運動や緑化推進に取り組めます。
- ・私たちのまちをみんなで育てるという意識のもとで、地域の歴史的建築物やまち並み、自然と調和した農村風景などの保護・保全を推進し、ふるさと景観の形成を図ります。

③ 循環型社会の形成

- ・一般廃棄物処理計画を策定するとともに、ごみのないまちづくりや環境美化活動などのボランティア活動等に対し、積極的な支援を図ります。
- ・分別収集や家庭での生ごみ処理などによるごみの減量化、リサイクルの推進、環境に対する意識啓発等を通じて、地域における循環型社会の確立を図ります。
- ・騒音・振動・悪臭などの公害防止対策を強化し、良好な住環境の維持・向上を図ります。
- ・快適な住環境確保のため、河川清掃や沿道の美化活動など、市民と行政が一体となった取り組みを推進します。
- ・新たなエネルギーに関する情報収集や市民への提供、開発に向けた検討を行い、循環型社会への転換をめざします。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 自然環境の保全と活用	○自然環境の保全の推進 ・環境教育の充実 ・環境保全活動への支援 ・ブナ、ホタル、キシモツケなど地域生物の適切な保護活動の推進 ○ため池を利用した親水公園の整備 ◆紀の川・貴志川の多目的利用の促進 ・河川敷公園化の推進 ・自然ふれあいイベント実施 ○葛城山・龍門山・百合山の自然環境整備事業 ・遊歩道・ハイキングルートの整備 ・展望休憩所の整備

② 景観形成の推進	○花と緑につつまれたまちづくりの推進 ・花いっぱい運動の推進 ・公共的施設の緑化推進 ◇市民参加による景観形成の推進 ・景観条例制定の検討 ・市街地・歴史・自然景観形成に対する市民意識の高揚と自主活動団体への支援
③ 循環型社会の形成	○ごみ処理施設整備事業・リサイクル施設整備事業 ○環境衛生の保全 ・不法投棄防止の監視強化 ・産業廃棄物の適正処理の推進 ○ごみ減量化対策の推進 ・ごみ分別収集細分化の検討 ・生ごみ自家処理の推進 ○リサイクル運動の推進 ○公害防止対策推進事業・屋外焼却等迷惑行為防止の強化 ○環境美化運動の推進 ・クリーンキャンペーンの実施 ・啓発活動の充実 ○省資源・省エネルギーの推進

(備考) ◇◇は「新市発展プロジェクト」として位置づけされている事業で、◇は「いきいき人・まちプロジェクト」、◇は「きらきら土・水・緑プロジェクト」です。

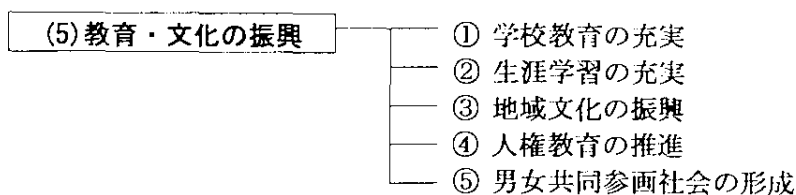
(5) 教育・文化の振興（明日を拓く、創造力はぐくむひとづくり）

新市は、地方政治の安定と文化の興隆をめざして奈良時代に建立された国分寺や粉河寺など有形・無形の文化財が数多く存在するように、古くから栄えてきた地域です。また、西行や華岡青洲などの偉人を多く輩出してきたところでもあります。

こうした豊かな歴史・文化資源を引き継ぎ、さらに地域を発展させていくことが新市の使命であるともいえます。

そのためには、人間性が豊かで創造力があふれたひとづくりを進めます。人の心や命を大切にする学校教育を中心としながら、次世代の人材育成に向けた生涯学習を積極的に推進します。このため、市民が自主的に学ぶことができる図書館や文化・スポーツ施設などの充実や地域が一体となったイベントの開催を図るとともに、住民の自発的な文化活動を支援し、新たな文化が生まれ育つ環境づくりを進めます。

また、人が人として生きるための基本的人権を尊重する差別のない社会の構築、および男女がお互いを思いやり、ともに社会参画できる社会の実現に努めます。



【施策の方向性】

① 学校教育の充実

- ・「生きる力」を育む教育、人間性を育てる教育、情報化や国際化の進展など社会の変化に対応した教育など、教育内容の充実を図ります。
- ・総合学習や学外教育を活用して、郷土の自然や文化・歴史など深く知ることにより、地域に誇りが持てるような人間形成を図ります。
- ・児童生徒の学力の向上を図る取り組みを進めるとともに、教職員の研修を積極的に実施し、資質の向上に努めます。
- ・学校規模の適正化とゆとりある教育環境の実現をめざすために、通学区域の見直しを検討します。
- ・市内全校の耐震診断を実施し、老朽施設を計画的に改修・改築するなど、施設の整備と充実を図るとともに、学校給食未実施校の解消を検討します。
- ・地域における高等教育機能のさらなる充実のため、新たな機関の誘致に取り組みます。
- ・健全な心と社会性を持ち、人間性豊かでたくましい新市を担う人材を育成するため、学校、家庭、地域が一体となった教育を推進します。

② 生涯学習の充実

- ・市民一人ひとりが自主的、自発的に学ぶことができる生涯学習拠点施設を整備するとともに、図書館をはじめとする各施設間のネットワーク体制を確立し、学習効果の向上を図るとともに、学んだ知識や技能を活用できる取り組みを進めます。
- ・既存文化施設の有効活用を図り、すぐれた芸術の鑑賞機会の充実や市民自らが行う文化活動に対する支援を推進します。
- ・市民が生涯にわたって健康で豊かな生活がおくれるよう、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加できる環境の整備を進めます。
- ・多様なスポーツ活動のための中核施設として、総合スポーツ公園の整備を進めるとともに、市全体の地域バランスを考慮し、市民が利用しやすいスポーツ施設の整備や配置を検討します。

③ 地域文化の振興

- ・各地域の歴史ある伝統文化や文化財の保存・保護に努めるとともに、地域に埋もれた歴史・文化の再発見を図り、市民共有の財産として次世代に継承する取り組みを推進します。
- ・文化財講座や歴史学習の場を設けるなど、市民が地域の歴史・文化とのふれあう機会を充

実し、文化財保護への理解促進に努めるとともに、歴史文化を広く市の内外に紹介します。
また、観光などへの積極的な活用を図ります。

④人権教育の推進

- ・人権についての正しい理解と認識を深めるために、人権教育・啓発基本計画を策定するとともに、人権学習や啓発活動を積極的に行い、市民の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

⑤ 男女共同参画社会の形成

- ・男女が対等の立場で活動できる社会づくりをめざし、さまざまな場における男女共同参画を進めるとともに、女性の発言・参加機会の拡大、支援体制の強化を図ります。
- ・審議会や委員会への女性の積極的な登用など、地域社会における参画機会の拡大を図ります。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 学校教育の充実	◇学校教育の充実 ・学校規模適正化の推進 ・スクールサポーター*など地域の人材活用の推進 ・不登校児童生徒への支援充実 ・学校保健の充実・学校給食の円滑な運営の推進 ◇特色ある学校づくりの推進 ・人間性を育む教育の推進 ・情報教育の推進 ・地域の特色を学ぶ教育の推進 ・国際理解教育の推進 ・ボランティア活動の推進 ○学校施設整備の整備充実 ・校舎耐震診断の実施 ・危険校舎大規模改修事業・学校施設整備事業 ・コンピュータの整備等学習環境の充実 ○近畿大学の機能整備促進と市民交流の推進 ○高校など高等教育機関誘致の推進 ○青少年健全育成事業の推進 ・自主活動グループの育成支援 ・関係機関の連携強化 ・相談体制の充実

* スクールサポーター：児童・生徒を地域ぐるみで守っていく活動。集団下校の交通指導、不審者に対するパトロールなど、貴志川町でボランティア活動として実施されています。

② 生涯学習の充実	◇生涯学習体制の推進 ・生涯学習推進プランの策定 ・生涯学習ネットワークシステムの整備 ・指導者の育成と確保 ・学習講座の拡充 ・文化鑑賞機会の拡充 ・自主活動グループの育成支援 ・地域間交流の推進 ◇生涯学習施設の整備推進 ・生涯学習拠点施設の整備充実 ・図書館機能の拡充とネットワークシステムの整備 ・公民館等学習施設の整備充実 ◇生涯スポーツの振興 ・一人1スポーツ運動の展開 ・ニュースポーツ*の導入 ・合併記念スポーツ大会の開催 ・市民主導の地域スポーツクラブの育成支援 ・スポーツ交流の推進 ・指導者の発掘と養成の促進 ・組織団体の充実 ・スポーツ少年団活動への支援 ◇スポーツ環境の整備 ・総合スポーツ公園の整備 ・地域スポーツ施設の整備充実 ・野外活動施設の整備充実
③ 地域文化の振興	◇歴史・文化遺産の保存と活用の推進 ・史跡名勝の保存整備 ・地域伝統行事の保存と継承 ・歴史や文化財とのふれあい学習の推進・歴史イベントの実施 ・文化財などの保存展示館の整備充実
④ 人権教育の推進	○人権教育・啓発基本計画の策定 ○啓発活動体制の充実 ・人権推進委員会委員・職員など研修の充実 ・人権教育指導員の設置 ・人権侵害等相談窓口の設置
⑤ 男女共同参画社会の形成	○男女共同参画プランの策定 ○審議会、委員会への女性登用の促進 ○女性会議など自主活動への支援充実

(備考) ◇◇は「新市発展プロジェクト」として位置づけされている事業で、◇は「いきいき人・まちプロジェクト」、◇は「きらきら上・水・緑プロジェクト」です。

* ニュースポーツ：グラウンドゴルフやバウンドテニスなど、これまでの競技スポーツになじめない人などでも、気軽に参加できるスポーツ。

(6) 産業の振興（地域の活力を支える魅力ある産業づくり）

全国的な経済状況は、ようやく回復基調にあるものの、先行きはいまだ確実なものにはなっていません。また、農業をはじめ、商工業などの地域経済の状況は、依然として厳しい状況にあります。市民の暮らしのレベルを高め、新市が和歌山県北部の中核都市にふさわしい活力あるまちづくりを進めるためには、産業の振興が不可欠です。

新市の基幹産業である農業については、後継者の育成、その生産基盤や生産体制の強化に向けた取り組みを進める一方で、ブランド化の推進や製品の安全性をアピールするなど付加価値を高める施策を展開します。

また、新市は農産物の多様性、大都市圏との近接性、自然・歴史的資源の豊かさなどの優位性を有しています。これらの優位性を活かし、観光資源のネットワーク化や都市との交流を積極的に推進するなど、農林業と観光の融合を図ります。

さらに、都市基盤の整備やにぎわいの場づくりによる商業の活性化や工場の誘致によって、雇用機会の拡充と新しい時代に即応した産業・経済の発展を促進し、活気あふれる地域を創造します。

(6) 産業の振興

- ① 農林業の振興
- ② 商工業の振興
- ③ 観光・交流産業の振興

【施策の方向性】

① 農林業の振興

- ・地域農業の担い手の育成や集約的営農体制の確立と生産基盤の整備により、生産性の向上を図り、産業として自立できる生産構造の構築に努めます。
- ・農産物のブランド化の推進によって産地間競争に打ち勝つとともに、「フルーツのまち」「園芸のまち」を広く情報発信することにより地域農業の新たな発展を促します。
- ・有機栽培の推進などによって食品の安全性を確保するとともに、流通の透明性を高めることに努め、安全・安心を求める消費者のニーズに応えます。また、消費者との交流や関係者との連携によって、地産地消の取り組みを進めます。
- ・森林と市民との共生をめざした森林ボランティア活動や山村留学者の受け入れ体制を推進するなど、中山間地域の活性化を図ります。

② 商工業の振興

- ・市街地の再開発など都市基盤の整備により、地域に暮らす人びとが集いふれあえる交流のにぎわいの場を設けるなど商店街の魅力を高めるとともに、店舗の共同化、特色ある店舗づくり、商工団体への支援などを充実し、経営力の強化を図ります。
- ・大型店舗や専門店の立地を計画的に促進し、多様なニーズに対応できる商業集積の形成を

図ります。

- ・既存工業用地への積極的な企業誘致を推進するとともに、新規産業や福祉関連分野における雇用創出の取り組みやコミュニティビジネスへの育成支援を進めます。

③ 観光・交流産業の振興

- ・地域の魅力をPRする情報発信の強化に努めるとともに、高野・熊野の世界遺産登録にあわせた歴史文化観光ルートを設定するなど、周辺地域との連携を深め、広域的な観光ネットワークの構築を図ります。
- ・葛城山、龍門山、紀の川、貴志川などの自然、温泉や果樹など地域資源の複合的な活用と、観光需要の変化に対応した新たな資源の開発を図ります。
- ・参加体験型農業に向けた施設整備などを進めるとともに、都市と農村の交流によるグリーンツーリズムを推進するなど、体験型観光への転換を図り、農業・農村と地域の活性化を図ります。

【主要事業】

施策名	主要事業名
① 農林業の振興	◇新たな農林業の展開 ・地域農業担い手の育成 ・集約的営農体制への支援充実 ・有機農業の推進 ・地域産品のPRなど情報発信力の強化 ・地域産品のブランド化推進 ・地産地消の取り組み推進 ・農業従事者交流事業の推進 ・有害鳥獣対策事業の推進 ○農林業生産基盤の整備 ・小規模土地改良事業 ・中山間地域総合整備事業 ・ふるさと農道整備事業 ・ため池等整備事業 ・ほ場*整備事業 ・新山村振興等農林漁業特別対策事業 ◇山村振興の推進 ・交流を目的とした森林ボランティア等活動の推進 ・山村留学者受入体制の支援 ・地域産品開発の支援 ・森林レクリエーション施設の整備

*ほ場整備：効率的な営農や農村生活の改善を目的に、農地を区画整理により集積するとともに、周辺の水路や道路等を一体的に整備すること。

② 商工業の振興	○商業振興の推進 ・商店街機能、経営基盤強化への支援 ○流通環境の整備 ・インター付近への商業集積地設置の検討 ○企業誘致の促進 ○コミュニティビジネスの育成
③ 観光・交流産業の振興	○観光ルートの設定など広域的観光の推進 ○観光キャンペーンなど情報発信の強化と受入体制の整備 ○歴史や伝統、農業など有機的な連携強化と協力体制の確立 ◇観光資源の開発と観光ニーズに対応した取り組み ・グリーンツーリズムや参加体験型農業を取り入れた観光の展開 ・農業公園整備などテーマ型観光の推進 ・地域に密着した観光イベントの展開と支援 ・遊休公共施設の観光資源への転換

(備考) ◇◇は「新市発展プロジェクト」として位置づけされている事業で、◇は「いきいき人・まちプロジェクト」、◇は「きらきら土・水・緑プロジェクト」です。

(備考) 県が実施する事業については、第4章「2 新市における和歌山県事業」に事業内容を掲載します。

(7) 連携・交流と自治・協働の促進（助け合いで築く住民主体の交流ネットワークづくり）

まちづくりを推進するためには、行政のみならず、行政と市民、さらには地域が一体となった取り組みが必要です。そのため、それぞれが適正に役割と責任を分担しあいながら、よりよいパートナーとして協働していくシステムを構築し、地域に暮らす人びとが、まちづくりに進んで参加できる環境づくりに努めます。

また、地域における住民同士の結びつきを高め、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が助け合い、安心して生活できるコミュニティづくりを進めるとともに、ボランティアやNPOによる主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。

さらに、行政機関や企業、団体、市民相互の交流と連携により、情報の共有やネットワーク化を図ります。

(7) 連携・交流と自治・協働の促進

- ① 市民活動の促進
- ② 連携と交流の促進
- ③ 国際交流の推進

【施策の方向性】

① 市民活動の促進

- ・コミュニティにおける連帯意識の醸成と地域組織の育成を支援します。
- ・コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設等の整備に対する助成制度を充実します。
- ・ボランティアやNPOによる市民活動を積極的に支援するとともに、活動しやすい環境の

整備に努めます。

- ・市民と行政のパートナーシップを確立するため、情報公開制度や広報公聴活動の充実、事業の立案などに対する市民参画制度の整備を検討します。

② 連携と交流の促進

- ・事業者や産業団体、大学や研究機関、市民・市民団体の交流と連携を深め、情報の共有やネットワークの形成を図り、教育・福祉・産業の振興など、さまざまな分野での地域課題の解決をめざします。

③ 国際交流の推進

- ・進展する国際化に対応できる広い視野と国際感覚をもったひとづくりを推進するとともに、さまざまな分野における友好親善活動を促進し、地域の国際交流を進めます。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 市民活動の促進	◇地域コミュニティの形成 ・地域イベント、自主活動への支援充実 ・コミュニティ活動施設の整備促進と助成の充実 ・旧町役場庁舎の地域中核コミュニティ施設への転換と整備の推進 ◇ボランティア活動・NPO活動への支援の充実 ◇市民との協働によるまちづくり事業の推進 ・情報公開制度の充実 ・行政情報の積極的な提供の推進 ・広報広聴活動の充実 ・市民参画制度導入の検討
② 連携と交流の促進	○地域間交流イベントの開催 ○他分野にわたる連携交流の促進 ○姉妹都市交流事業の推進
③ 国際交流の推進	○国際感覚豊かな人づくりの推進 ・外国人との交流機会の促進 ・ホームステイや交換留学制度導入の検討 ・青少年海外派遣の検討 ○国際友好親善活動の推進

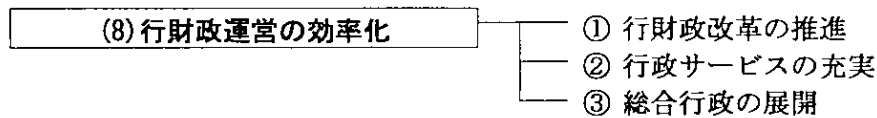
(備考) ◇◇は「新市発展プロジェクト」として位置づけされている事業で、◇は「いきいき人・まちプロジェクト」、◇は「きらきら土・水・緑プロジェクト」です。

(8) 行財政運営の効率化（効率的な行政運営にもとづくまちづくり）

地方分権の進展により、地方自治体は、自己決定と自己責任に基づいた行政運営が求められています。また、地域間競争時代の到来の中で、地域の創意と工夫を発揮しながら、さまざまな行政分野で高度な専門知識をもって組織的に取り組みができる体制を整備することが必要です。

そのためには、職員の資質の向上をはじめ、柔軟で弾力的な組織づくりを行うなど、これまで以上に効率的な行財政運営に努めるとともに、積極的な民間活力の導入や民間委託を図るなど、小さな市役所の実現をめざします。

さらに、広域的な視点で、各地域が均衡ある発展ができるよう、また、市民の暮らしが向上できるよう、その時々状況に対応した的確な行政運営に努めます。



【施策の方向性】

① 行財政改革の推進

- ・ 合併による事務事業の一元化やコストの削減、国・県の補助制度の有効活用などにより、行財政基盤の強化を図るとともに、事務事業の計画的な進行管理に努めます。
- ・ まちづくりを効果的に推進するために、施策の達成度や妥当性、有効性、効率性など事業内容を測定する行政評価システム*の導入を図ります。
- ・ 市役所の組織としての力を最大限に高めるため、行政機構の整備を図るとともに、職員の意識改革を積極的に進め、政策形成能力や事務遂行能力の向上を図ります。

② 行政サービスの充実

- ・ 専門スタッフの確保、配置や取扱い時間の延長など窓口事務の改善、各支所におけるワンストップサービス*の提供を図ることにより、質の高い行政サービスの提供を展開します。
- ・ 高度情報通信ネットワークシステムなど先端技術の活用により、オンラインで申請・証明ができるシステムの導入を進めるなど、申請手続きの簡素化と利便性の向上を図ります。

③ 総合行政の展開

* 行政評価システム：行政が行う施策や事務事業の成果をできるだけ客観的な指標などを用いて評価し、今後の事務事業の見直しや重点化施策の検討に役立てようとするもの。

* ワンストップサービス：各種行政サービスの提供が各支所で行えるシステム。

- ・市民ニーズの高度化や生活圏・経済圏の広域化に対応するため、近隣市町村との連携・協力を強化し、事務事業の共同処理を推進します。
- ・地域の実情や課題、住民ニーズを的確に把握するとともに、各地域が均衡ある発展ができるよう、事業の具体的な目標やその推進方策について検討する協議組織を設置し、新市の一体化を図ります。

【主要事業】

施 策 名	主 要 事 業 名
① 行政改革の推進	○長期総合計画の策定 ○行政評価システムの導入 ○時代に対応した職員研修制度の確立・整備 ○職員適正化計画の策定 ○行政情報ネットワークの構築 ○自治体情報の電子化の推進
② 行政サービスの充実	○窓口業務の改善と支所機能の整備充実 ○情報通信ネットワークによる申請手続きの簡素化の推進
③ 総合行政の展開	○広域行政の推進

第4章

新市における和歌山県事業の推進

1 和歌山県の役割

新市のまちづくりにおいては、都市基盤の整備や産業の振興を図る施策を展開するとともに、市民を自然災害などから守り、より安全で安心できるまちづくりが重要です。

和歌山県にあっては、合併した市町村の一体化や活性化など新しいまちづくりを支援する必要があります。こうしたことをふまえ、新市と連携を図り、よりよい信頼関係を築きながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

2 新市における和歌山県事業

第3章2 分野別施策・主要事業において、和歌山県が主体的に実施する事業の内容は次のとおりです。

	施 策 名	主 要 事 業 名
都市基盤の整備	道路網の整備	◆県道整備改良事業 ・和歌山橋本線 ・松井石町線 ・上鞆那賀線 ◆緊急地方道整備事業 ・那賀名手市場地区街路事業 ◆広域営農団地農道整備事業 ・那賀・粉河工区
	生活環境の整備	◆紀の川中流流域下水道事業 ・打田・粉河・那賀・桃山・貴志川地内 ◆県営ため池等整備事業 ・打田春日池・貴志川長山新池ほか ◆県営湛水防除事業 ・貴志川丸栖地区・前田地区・北地区 ◆広域基幹河川改修事業 ・打田地内春日川 ◆砂防環境整備事業 ・粉河地内長屋川
産業の振興	農林業の振興	◆畑地帯総合整備事業 ・桃山神田地区・元地区・市場地区ほか



第5章

公共的施設の統合整備方針

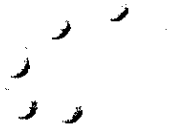
公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営に努める必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮しながら、逐次検討を行っていきます。

その際、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共的施設の活用、相互利用などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

また、新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分議論を行い、可能な限り既存施設を活用するなど、効果的な整備に努めます。

なお、新市の本庁舎については、打田町役場を新市の事務所として活用し、新たな庁舎建設については、事務の効率化による経費の節減や新市の一体性の醸成を図ることなどを考慮しながら、財政状況と新市の将来展望を見据えた中で取り組みます。

また、合併以前の町役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供する支所機能に加え、他の公共的施設との複合的利用や住民活動の拠点施設としての活用を図ります。



第6章 財政計画

1 基本的な考え方

新市における財政計画を、平成17年度から平成27年度までの11年間について、歳入・歳出の項目ごとに普通会計^{*}ベースで作成しました。

作成にあたっては、過去の実績等をもとにして、合併協議の結果を踏まえ、合併による歳出の削減効果、合併に伴う特例措置による効果、新市のまちづくり計画に必要な経費などを反映させて算定しました。

計画は、諸条件を十分に考慮し、また健全な財政運営が図れるよう作成していますが、地方財政を大きく左右する地方分権改革が進行中であるなど不確定な要素も多く含んでおります。このため、状況の変化に応じ、計画期間内においても見直しが必要になるものと思われます。

【歳入】

①地方税

現行の税制制度を基本に、新市の人口推計を加味して各税目ごとの税額を合算しました。

②地方交付税

現下の地方財政環境を踏まえ、現行の交付税制度を基本とし、普通交付税の算定の特例及び臨時的経費に係る普通交付税措置を見込みました。

地方債の元利償還金に係る交付税措置については、既発債及び今後見込まれる合併特例債等の元利償還金を反映させています。

特別交付税については、過去の実績をベースに、合併市町村に対する包括的な特別措置を加えて算定しています。

③国・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等をもとに人口推計を加味して算定を行い、新たに新市の事務となる生活保護国庫負担金を見込むとともに、普通建設事業に係る部分については新市建設計画の事業分を考慮し、さらに合併に係る財政支援を見込みました。

^{*}普通会計：公営企業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

④地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常債を見込んでいます。

【歳 出】

①人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職の職員の削減、合併による特別職職員の減及び議会議員の減少を見込んでいます。

②扶助費

過去の実績を元に、人口推計に基づく調整を行い、合併後の福祉事務所経費（生活保護費等）を見込んでいます。

③公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、合併後の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

④物件費

過去の実績に基づき、合併による削減効果と需要の増加を勘案して見込んでいます。

⑤補助費等

過去の実績に基づき、合併により可能となる経費の削減を見込んでいます。

⑥繰出金

国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道などの事業特別会計への繰出金について、各会計の推計により所要の額を見込んでいます。

⑦積立金

合併特例債による地域振興のための基金を積み立てるとともに、財政調整基金等への積立金を見込んでいます。

⑧投資的経費

新市建設計画の主要事業及びその他の普通建設事業を、年度間のバランスに配慮して見込んでいます。

2 財政計画

(単位：百万円)

【歳入】

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	6,349	6,343	6,338	6,332	6,503	6,497	6,479	6,461	6,442	6,424	6,406
地方譲与税	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335
交付金等	1,012	1,012	1,011	1,010	1,010	1,009	1,007	1,005	1,003	1,001	999
地方交付税	9,496	8,478	8,058	7,726	7,959	8,035	8,268	8,444	8,620	8,796	8,713
分担金・負担金	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
使用料・手数料	471	468	465	462	459	455	454	453	452	451	450
国・県支出金	4,093	4,090	4,088	4,086	4,090	4,146	4,189	4,197	4,212	4,230	4,274
繰入金	0	52	499	511	78	0	0	0	0	0	0
その他財源	427	411	381	368	357	340	330	312	310	309	306
地方債	4,134	4,134	4,134	3,022	3,022	3,022	3,022	3,022	3,022	3,022	3,022
ち合併特例債	3,571	3,571	3,571	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
歳入合計	26,454	25,461	25,446	23,989	23,949	23,978	24,222	24,367	24,535	24,705	24,642

【歳出】

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	5,554	5,283	5,180	5,077	4,954	4,831	4,744	4,679	4,523	4,461	4,358
扶助費	2,440	2,437	2,434	2,431	2,429	2,426	2,428	2,430	2,432	2,433	2,435
公債費	3,094	3,197	3,326	3,187	3,205	3,147	3,181	3,243	3,352	3,486	3,533
物件費	3,660	3,349	3,244	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144	3,144
維持補修費	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
補助費等	2,950	2,847	2,815	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783	2,783
繰出金	1,918	1,988	2,087	2,176	2,244	2,301	2,387	2,586	2,549	2,628	2,714
積立金	1,648	1,170	1,170								